

(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業

入札説明書等に対する質問への回答

平成25年6月14日

仙南地域広域行政事務組合

■入札説明書に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	3	Ⅱ	3	(5) (ウ)	本施設の運営に関する業務	「⑥資源化業務」について、要求水準書第Ⅱ編 運営維持・管理業務編に該当業務が見当たりません。資源化業務とは、運営業務委託仮契約書(案)第6条第4及び5項に記載されている、スラグ・メタル等の買い取り、有効利用、余剰エネルギーの管理、売却等への協力と理解してよろしいでしょうか。	運営業務委託仮契約書(案)第6条第4項に規定する内容が該当します。
2	3	Ⅱ	3	(6) イ②	仙南最終処分場の延命化に関する業務	②掘り起こしごみ及び本施設から生じる廃棄物の運搬が貴組合の業務範囲となっています。一方、「第Ⅲ篇 のⅢ-4(4)仙南最終処分場の延命化業務」では、運搬業務が事業者の業務となっています。浸出水の運搬を含め入札説明書の記述のとおり、運搬業務は貴組合の業務と理解してよろしいでしょうか。	浸出水の運搬、仙南最終処分場での埋立作業及び掘り起こしごみの積替えにかかる業務は事業者の業務範囲とします。なお、掘り起こしごみ及び本施設から生じる廃棄物の運搬は、組合の業務範囲とします。
3	3	Ⅱ	3	(6) イ②	仙南最終処分場の延命化に関する業務	②掘り起こしごみ及び本施設から生じる廃棄物の運搬とありますが、組合様にて手配する運搬車両は積載荷重10トンのダンプ車との理解でよいでしょうか。また運搬において曜日、時間帯の制限があればご教授ください。	前段については、10t深ダンプ車とします。後段については、基本的に平日の8時30分～16時30分とします。
4	4	Ⅱ	3	(7)	事業者の収入	事業者の収入についてア～ウまで記述がありますが、施設から発生する余剰電力の売却による収入は、事業者を介さず直接貴組合の収入となると考えてよろしいでしょうか。また、その場合には、当該売電契約については、直接の契約者となる貴組合と売電先（電力会社との調整含む）で交渉・契約を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、売電の契約は本組合が実施（電力会社との調整含む）しますが、資料提出をはじめ、契約に必要な支援は、事業者が実施するものとします。
5	4	Ⅱ	3	(7) ウ	スラグ等の売却収入	スラグ等の売却収入においてスラグを最終処分場する場合、スラグは有価物ではないことから組合様より購入しないことになるのでしょうか。または全ての発生するスラグは全て有価物として資源化しないといけないでしょうか。	発生するスラグは全て有価物として資源化してください。
6	4	Ⅱ	4	(7) ウ	スラグ等の売却収入	発生するスラグ等（スラグ、メタル、鉄、アルミ等）の売却収入は、事業者の収入とすることができるとあります。発生するスラグ等の量の設定は、事業者のリスクとして行うと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	5	Ⅳ	1	(1) エ	入札参加者の構成等	「入札参加者の構成員は全てＳＰＣへ出資することとし、」とありますが、本施設の運営及び仙南最終処分場の延命化を複数の企業で行う場合は、複数の企業全てが構成員となりＳＰＣへ出資するとの理解でよろしいでしょうか。	運営企業を支援する企業については、必ずしも構成員になる必要はありませんが、運営企業自体が複数となる場合は、その全ての企業が構成員になり、ＳＰＣに出資する必要があります。
8	5	Ⅳ	1	(1) エ	入札参加者の構成等	「代表企業の出資比率は出資者中最大」とありますが、その他出資比率に対する制約はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	5	Ⅳ	1	(1) エ	入札参加者の構成等	「入札参加者の構成員は全てＳＰＣへ出資することとし、」とありますが、建設JV及び運営企業から委託もしくは下請けを受け、出資を伴わない第三者を協力企業として参加させることは可能と考えてよろしいでしょうか。	協力企業（第三者）は、事業契約書（案）の規定に基づき活用可能ですが、入札参加者の構成員ではないため、参加資格申請時には含めないでください。
10	6	Ⅳ	1	(2) ウ(イ)1) (2) エ(オ)1) (2) オ(イ)	入札参加者の要件	共同企業体としての実績の場合には、出資比率何%以上のものが認められるのでしょうか。	共同企業体への出資比率20%以上を実績として認めます。
11	6	Ⅳ	1	(2) ウ(イ)2) (2) エ(オ)2)	入札参加者の要件	1系列あたり90日間以上の連続安定運転についても、当該施設の管理責任者（所長等）による証明書類の提出が必要となるのでしょうか。	連続安定運転を的確に証明できる書類を提出してください。運転データ（90日間）及び施設所長等による証明書類は、これに該当します。
12	8	Ⅳ	2	(5)	著作権	「本事業の範囲において公表する場合には～無償で使用できる」とありますが、事業者のノウハウにかかる部分の提示につきましては、事前に提示範囲を事業者へ確認頂く等、ご配慮を賜ります様お願い致します。	公表することで競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容等については、情報公開条例に基づく不開示情報として扱います。なお、不開示情報に該当するかの判断に際しては、内容により事業者と事前協議を行う場合があります。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
13	8	Ⅳ	2	(5)	著作権	「組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で利用できる」とありますが、開示する場合、事業者の確認の上、当該情報の秘密を保持するために可能な限りの手段を講じて頂くとの理解でよろしいでしょうか。	No. 12に示すとおりです。
14	10	Ⅳ	3	(4)エ(イ)	参加資格審査申請書類及び添付書類	納税証明書について、「法人税・消費税」については「未納納税のうち証明書（その3の3）」、「法人事業税」及び「法人市民税」については「滞納のないことの証明書」等によろしいでしょうか。また、添付については原本が必要でしょうか。なお、本質問は入札参加資格申請に関するものですので、質問回答の期限に拘らず、可能な限り迅速なご回答をよろしくお願いいたします。	ご理解のとおりです。原本を提出してください。
15	10	Ⅳ	3	(4)エ(イ)⑦	参加資格審査申請書類及び添付書類	「⑦その他入札参加者の資格を証する書類の写し」とありますが、これは様式集7号に記載されている書類の内、上記①から⑥に記載されている書類以外のものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	12	Ⅳ	3	(8)(ケ)	設計図書	⑤計算書　○熱回収施設　・用役計算書 「電気、水関係は管理部門を含めた収支を別途整理する」とありますが、管理部門を除く収支（プラント分のみの収支）及び、管理部門を含めた全体の収支の2種類を作成するということでしょうか。 またこの場合、全体の収支にて管理部門とプラント部分との内訳が分かる場合、兼用としてもよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、提案を可とします。
17	12	Ⅳ	3	(8)(ケ)④	図面	建築一般図の各階平面図及び断面図は各階機器配置平面図及び機器配置断面図を兼用として宜しいでしょうか。	提案を可とします。
18	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	提案書及び設計図書は、「左ホッチキス綴じ」にて提出することとされていますが、資料枚数が多いため、ファイル綴じとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	設計図書は「A3横長ホッチキス綴じ」にて提出とありますが、A3資料についてはA4サイズに折り込みとして、A4縦長としてもよろしいでしょうか。	設計図書については、折り込まずにA3版で作成してください。
20	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	「使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows対応）」とありますが、Officeソフトのバージョンは2007以降（拡張子docx、xlsx形式）を用いてもよろしいでしょうか。	バージョンについては、Office2003以降で作成してください。
21	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	設計図書はページ数が多くなると想定しますので、ページ番号は通し番号ではなく、章や節だてごとに解りやすいようなページ番号としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
22	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	設計図書作成の作業負荷軽減のため、要求水準書の電子データ（コピー可能なロックのかかっていない形式のPDFデータで結構です）を頂きたいお願い致します。	資格審査の通知と一緒に配布します。
23	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	構成員名を一切記載せず、とあります。構成員以外の企業名は記載してよろしいでしょうか。	様式第13-2号、13-3号など必要に応じて構成員以外の企業名の記載を認めます、ただし、構成員が類推できるような記述（「代表企業Aの関連会社である●●」など）は避けてください。
24	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	A4縦長左ホッチキス綴じ、とあります。ホッチキス綴じ以外のファイル綴じでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	特に指定のない限り文字サイズ10.5ポイントにて作成すること、あります。図表等に使用する文字サイズは読みやすさに配慮しながら10.5ポイント以下としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
26	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	A 3 版で作成し、横長左ホッチキスで綴じる、とあります。 ①ページ数が多くホッチキス綴じが難しい場合は、A 4 サイズのパイプファイル等に綴じて提出することによってよろしいでしょうか。 ②A 3 の図面等はA 4 折込としてよろしいでしょうか。	設計図書については、折り込まずにA 3 版で作成してください。A 3 版パイプファイル綴じによる提出は認めます。
27	13	Ⅳ	3	(8)	入札書類の受付	設計図書の内容を記録したデータ（C D 等）の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	提案書、設計図書、追記されたの設計仕様書（案）のデータ（C D 等）の提出は、必要です。
28	16	Ⅵ	1	(1)	(仮称) 仙南クリーンセンター建設予定地	緑化率 敷地面積に対し2 0 %以上 と記載されていますが、要求水準書には、P I -2 1 . 2 . 8 立地条件 6)緑化率 敷地面積に対し2 5 %以上 外構工事ではI -60 3 . 4 . 3 植栽 (4)緑地は敷地面積に対し2 0 %以上、と記載されています。 緑化率は2 0 %と考えて宜しいでしょうか。	宮城県環境生活部自然保護課作成の「森林法に基づく林地開発許可申請の手引き（平成22年2月改訂版）」に基づき、おおむね2 5 %以上を正とします。
29	18	Ⅵ	6	(1)	本施設の整備に係る対価	「年度内の前払いは行わない」とありますが、工事請負仮契約書（案）の第35条においては、前金払の規定がございます。工事請負契約書（案）を正と考え、前金払は行っていただけると理解してよろしいでしょうか。	前金払いは行いません。工事請負仮契約書（案）の第35条は、頭書に金額を示している場合の規定と考えてください。
30	18	Ⅵ	6	(1)	本施設の整備に係る対価	各年度ごとの支払限度額の割合をご提示頂いておりますが、支払限度額は、事業者の工事計画と極力、乖離が少ない金額として頂きたく。つきましては、支払限度額割合は落札者決定後に協議とさせて頂けないでしょうか。	平成25年度、26年度、27年度の限度額については、入札説明書に示したとおりとします。平成28年度は残額があるため、限度額を超える支払いがあり得ます。
31	18	Ⅵ	6	(1)	本施設の整備に係る対価	(1) 本施設の整備に係る対価として各年度の支払い限度額は次年度以降に繰り越す場合は、前年度までの限度額を当該年度に加算できるものと考えてよいでしょうか	No. 30に示すとおりです。
32	18	Ⅵ	6	(1)	本施設の整備に係る対価	仙南最終処分場において、平成2 6 年4 月から平成2 9 年3 月までの間に実施する、第3 区画の埋立業務と一時閉鎖設計・工事に係る対価は、「仙南最終処分場の延命化計画策定、覆蓋施設の設計・建設及び前処理施設の設計及び建設に係る対価」に「含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	第3 区画の埋立業務と一時閉鎖設計・工事は、「覆蓋施設の設計・建設」に含まれるので、ご理解のとおりです。
33	18	Ⅵ	6	(2)	委託料	本件事業では、売り電収入が貴組合範囲ですので、電気基本料金のうち、発電設備に係るもの（自家発補給電力料金、アンシラリー料金）は貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	電気料金は事業者負担です。相当額を含めて応札してください。
34	18	Ⅵ	6	(2)	委託料	(2) 委託料Aの算出に使用する搬入廃棄物量に掘り起こしごみ量が含まれますが、一度、最終処分場へ搬入した本施設から生じた廃棄物を再度、掘り起こして本施設で処理する場合、それは掘り起こしごみ量として扱うと考えてよろしいでしょうか。	一度、最終処分場へ搬入した本施設から生じた廃棄物を再度、掘り起こして本施設で処理する予定はありません。よって、仙南最終処分場においては、（仮称）仙南クリーンセンター由来の埋立物と同施設において熔融処理する埋立物は、分けて管理してください。
35	18	Ⅵ	6	(2)	委託料	委託料A、B、Cにつき、「固定料金については、各四半期において同額。」とありますが、これは各年度中の四半期毎の支払いは同額であるものの、運営期間中の各年度の総額については年度に実施する業務内容により異なる金額となるものと理解してよろしいでしょうか？	運営期間中の全ての支払い回における固定料金は同額とします。ただし、委託料Bの支払いについては、業務実施期間に限ります。
36	18	Ⅳ	6	(2)	委託料	委託料Bについては、延命化業務を行う期間を提案することとありますが、P19の「表 委託料に関して提案を求める事項」にある業務実施期間とは掘り起こし業務の期間の事を意味すると考えればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
37	19	VI	6	(2)	委託料	「委託料は、物価変動に基づき年一回改定する」とのことですが、変動料金のごみ質の影響を受けて変動します。ごみ質がご提示の値から変動したことにより、事業者が設定した変動料金単価に明らかな影響が生じた場合は、これを不可抗力として運営業務委託仮契約書(案)第29条に基づき、別途変動料金単価の改訂について協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ごみ質が逸脱したことによる費用上昇については、不可抗力ではなく組合の帰責事由に該当します。必要な場合、委託料変更（固定費、変動費とも）の協議に応じます。
38	19	VI	6	(2)	委託料	変動料金とごみ処理量の関係は完全には比例関係がなく、特にごみ量が減少して1炉運転日数が多くなると、変動料金単価が大きく上昇する傾向があります。 「入札価格の算定にあたっては・・・「搬入廃棄物の将来推計値」に示すごみ量があるものとする」とありますが、運営・維持管理期間中に、ごみ量がご提示の「搬入廃棄物の将来推計値」を下回り、事業者が設定した変動料金単価に明らかな影響が生じた場合は、これを不可抗力として運営業務委託仮契約書(案)第29条に基づき、別途変動料金単価の改訂について協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ごみ量が想定を下回ったことによる費用上昇については、事業者の負担となります。委託料変更（固定費、変動費とも）の協議には応じません。
39	19	VI	6	(2)	委託料	入札価格の算定にあたっての前提条件として、「搬入廃棄物の将来推計値」をご提示いただいておりますが、処理対象物の混合割合は変化しない（すべての処理対象物が一律の割合で変化する）ものと考えてよろしいでしょうか。 年度により、混合割合が異なる場合、処理対象物毎の推計値をご提示ください。	将来にわたって、実際の搬入廃棄物の混合割合が変化しないことはあり得ません。また、入札価格の算定に際しても、処理対象物毎に変動料金単価の提案を求めるものではありませんので、処理対象物毎の将来推計値は示しません。
40	19	IV	6	(2)	委託料	『入札価格の算定にあたっては、平成29年度から平成43年度までの間、後掲する「本施設への搬入廃棄物の将来推定値」を示すごみ量があるものとする』とありますが、本前提から、ごみ量が大幅に変動した場合、その影響度合い（ごみ量大幅減による共通系電気料金のごみあたり負担分の増等）を鑑み、変動費についても見直しを協議させて頂くとの理解でよろしいでしょうか。	No. 38に示すとおりです。
41	19	IV	6	(2)	委託料	『入札価格の算定にあたっては、平成29年度から平成43年度までの間、後掲する「本施設への搬入廃棄物の将来推定値」を示すごみ量があるものとする』とありますが、本前提から、ごみ量が大幅に変動した場合、その影響度合い（ごみ量大幅増による機器負荷増に伴う補修計画見直し等）を鑑み、固定費についても見直しを協議させて頂くとの理解でよろしいでしょうか。	No. 38に示すとおりです。
42	19	IV	6	(2)	委託料	埋設廃棄物の掘り起しに関する業務（委託料B）に関しては、固定料金のみ提案事項となっておりますが、提案検討する中で、変動料金に該当する要素が出てきた場合には、併せて提案し、ご評価頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	実際の掘り起こし量が計画値に対して大幅に増減した場合は、組合の帰責事由に該当します。よって、委託料Bの変更の協議を行うことを想定しています。 次に、変動料金の提案は、不要と考えていますが、提案の要否については事業者の判断に委ねます。 なお、委託料B及びCの内訳は、次のとおりとします。 【委託料B】 埋設廃棄物の掘り起こしにかかる重機の運転、前処理設備の運営及び維持管理にかかる費用。 【委託料C】 覆蓋施設の維持管理、浸出水の運搬、その他仙南最終処分場の延命化業務に必要な費用。
43	19	IV	6	(2)	委託料	委託料B、C 浸出水の運搬業務はどちらの委託料と考えればよろしいでしょうか。また、運搬した浸出水量に伴う、変動費との理解でよろしいでしょうか。	前段については、No. 42に示すとおりです。 後段については、固定料金③として計上してください。
44	19	VI	6	(2)	表 本施設への搬入廃棄物の将来推定値	搬入廃棄物を構成する処理対象ごみの割合は、「第2編 I -44表2-1熱回収施設の計画ごみ量（平成28年度）」に示されたものと同じと考えてよろしいでしょうか。	将来にわたって、処理対象ごみの割合を保証するものではありません。割合が大きく変化しても業務遂行できる固定料金、変動料金を提案してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
45	19	Ⅵ	6	(3)	スラグ等の売却収入	仙南最終処分場の延命化業務において、前処理作業で分別した金属類は焼却灰が付着していますが、現場で洗浄処理を行い、金属類の資源化先（有価引取先）における環境汚染の可能性を排除した場合は、貴組合から購入後、引取先に売却してもよろしいでしょうか。それとも、一旦、本施設で受入れ、炉内で焼却処理後、金属類として取出したものを売却する必要がありますでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、提案を可とします。
46	21	Ⅶ	2		事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	「解除」に関する記載が有りますが、当該記載内容と特定事業契約に定められる「解除」に関する記載が異なった場合は、特定事業契約の記載が優先されるものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
47	－				実施方針に対する質問及び意見への回答	平成24年11月12日付けの「実施方針に対する質問及び意見への回答」は、有効と理解してよろしいでしょうか。	入札条件としては有効ではありません。

■要求水準書【第Ⅰ編 設計・建設業務編】に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
48	I-2	1	1.2	1.2.5(6)	災害ごみ	災害ごみ（大震災等の災害発生時のみ、(2)仙南最終処分場からの掘り起こしごみに代わり受入及び処理する。）とあります。この災害廃棄物を処理する場合にも計画ごみ質の範囲内と想定してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、ただし、他のごみと混合してもなお、計画ごみ質の範囲に入らない場合は、別途協議とします。 災害ごみを含めた全処理対象物が計画ごみ質の範囲内に入らない場合は別途協議。
49	I-2	1	1.2	1.2.7(1)	造成工事	事前協議とは何を意味するかご教示ください。	林地開発協議（防災調整池、伐採の届等を含む）、交差点協議（さくらロードと構内道路）等を想定しております。
50	I-3	1	1.2	1.2.8(2)	都市計画事項等	1)用途地域が都市計画区域外となっています。本施設の建設にあたっては建築基準法第51条の申請をされる予定でしょうか。また、本申請を行う場合、それに係る関係部署との協議、調整及び手続き等は契約締結後、組合殿と協働にて実施するものと考えてよろしいでしょうか。	申請の予定はありません。
51	I-3	1	1.2	1.2.8(2)	都市計画事項等	貴組合にて実施されている都市計画法上の処理施設としての位置決定・開発許可等の事前申請協議において、記載されているものの他に特殊な条件等はないものと理解してよろしいでしょうか。	No.50に示すとおりです。
52	I-3	1	1.2	1.2.8(2)	都市計画事項等	6)「緑化率」が「敷地面積」に対し「25%以上」とありますが、入札説明書（P16）では「緑地率」を「敷地面積」に対し「20%以上」、要求水準書（PⅠ-60）には「緑地」は「建設予定地」の「20%以上」と相違があります。明確な設計条件を提示いただくとともに、法令等に準じたものであれば、それぞれ該当する法令等をご教示ください。	No.28に示すとおりです。
53	I-3	1	1.2	1.2.8(2)6)	緑化率	敷地面積に対し25%以上とありますが、入札説明書P-16では20%となっています。20%が正と考えてよろしいでしょうか。	No.28に示すとおりです。
54	I-4	1	1.3	1.3	関係法令の遵守	その他の法令に、建築物施設要件として地域条例細則等（例として中高層・まちづくり条例）はないものと理解してよろしいでしょうか。	特にありません。
55	I-4	1	1.3	表1-1	関係法令等	「●ハートビル法」とありますが、「バリアフリー法」と読み替えてよろしいでしょうか。また「●高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」と同意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	I-5	1	1.4	1.4.3	許認可申請（3）	「事業者は、造成工事、林地開発にかかる関係部局との協議、調整及び各種手続きは、契約締結後、組合と協働にて実施する。」とありますが、林地開発にかかかかる協議、調整及び各種手続きの上、貴組合が現時点でご計画されている、造成工事の着手が可能な時期を明示下さい。	事業者が造成設計を終え、林地開発にかかる申請から約80日後が着手時期になります。
57	I-5	1	1.4	1.4.5	生活環境影響調査	「また、試運転開始後に生活環境影響調査の再評価を実施する。」と記載されていますが、入札説明書にはP-2（5）ア（ア）「④生活環境影響調査の支援」と記載されています。再評価の実施は組合様で、事業者は支援をすると考えて宜しいでしょうか。	組合は申請を行うのみであり、再評価を含め事業者の評価書全ての作成が事業者の業務範囲となります。 なお、ここでのいう「再評価」とは、一般廃棄物処理施設設置届に添付する「（仮称）仙南クリーンセンター整備に係る生活環境影響調査書」との整合の確認をいいます。
58	I-5	1	1.4	1.4.5	生活環境影響調査	参加資格を確認された後、「（仮称）仙南クリーンセンター整備に係る生活環境影響調査書」を配布していただけないでしょうか。	資格審査の通知と一緒に配布します。
59	I-5	1	1.4	1.4.5	生活環境影響調査	試運転開始後に生活環境影響調査の再調査を実施するとあります。これは、貴組合が実施される生活環境影響調査の支援（資料作成等）を必要に応じ事業者が行うことと理解してよろしいでしょうか。	No.57に示すとおりです。
60	I-6 I-7	1	1.5	1.5.2	実施設計図書	「設計内訳書」とは、どのようなものを意図されているのでしょうか。工事別内訳書等の事でしょうか、具体例をご教示願います。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
61	I-6 I-7	1	1.5	1.5.2	実施設計図書	「数量計算書」とは、どのようなものを意図されているのでしょうか。上項目の設計内訳書の数値根拠の数量計算書の事でしょうか。	ご理解のとおりです。
62	I-8	1	1.5	1.5.2	実施設計図書	管理棟関連の「17) 環境保全計画書」とは、どのようなものを意図されているのでしょうか。書式等があれば添付資料等でご教示願います。	各施設の工事にかかる環境保全に関する計画書を意図しており、管理棟以外にも適用します。なお、書式はありません。
63	I-9	1	1.5	1.5.5	契約金額の変更	「1.5.3、1.5.4の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。」とありますが、これは1.5.3及び1.5.4に基づく変更は全て事業者が要求水準書を順守できていない場合における変更であることからと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書を遵守できていない場合への変更に限らず、要求水準書の記載以外にも、①当然必要なものの補完、②参考の定めに対する補完、③要求水準書と同等又はそれ以上の性能を満たすための補完を含めるため、要求水準書記載以外の補完の内容を満たしていない場合は、本項を全て適用します。
64	I-11	1	1.6	1.6.2(4)	設計変更	「本工事で、施工中又は完了した部分であっても、「実施設計の変更」が生じた場合は、事業者の責任において変更しなければならない。この場合、請負金額の増額は行わない。」とありますが、これは「実施設計の変更」が事業者の帰責事由によるものであるからとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	I-11	1	1.6	1.6.2(6)2)	その他	事業者は、設計・建設業務期間中においても、ボイラ・タービン主任技術者、第3種電気主任技術者を配置するとあります。有資格者はプラントの建設を行う企業にて配置することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	I-12	1	1.6	1.6.5(1)	残存工作物及び樹木	撤去した樹木のうち、有価物となるものは、組合が処分するとあります。撤去した樹木を地元木材として本施設の部材等に利用させていただくことは可能でしょうか。	提案を可とします。ただし、その場合は、有償となります。
67	I-12	1	1.6	1.6.5(1)	残存工作物及び樹木	撤去樹木のうち有価物となるものは組合が処分するとありますが、有価物対象と考えられる樹種をご教示ください。また、組合殿への有価物の引渡し条件（現地での原木渡し等）についてもご教示ください。	前段については、主にスギ及びヒノキ等が該当します。後段については、現地での枝打ちした原木渡しを想定しています。
68	I-12	1	1.6	1.6.5(2)	地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾により事業者の負担において適切に処分する。」とありますが、貴組合から提示された資料等から合理的に予見不可能と考えられる地中障害物（例えば、遺跡や不発弾等）の処分費用については、事業主である貴組合の負担として頂きたくよろしくお願いいたします（公共工事標準請負契約約款においても同様の条件となっております）。	内容により協議します。
69	I-12	1	1.6	1.6.5(2)	地中障害物	地中障害物の処分は、残存物によっては、土地所有者の法的責任も生じることから別途協議とさせていただきます。	No. 68に示すとおりです。
70	I-14	1	1.6	1.6.5(9)4)	仮設物	現場事務所は、事業者の現場事務所用、組合の監督員用にそれぞれ設ける、とあります。各現場事務所は合棟でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
71	I-14	1	1.6	1.6.5(10)5)	施工方法及び建設公害対策	「工事に伴い発生する排水は、水質検査を実施し・・・」とありますが、水質について規定はございますでしょうか。	生活環境影響調査の内容を遵守してください。
72	I-15	1	1.6	1.6.5(13)3)	工事に伴う環境調査	(13)3)に「計画地周辺地域における井戸水の水質検査」、また「検査箇所は30箇所程度」と記載されていますが、敷地周辺の民家の井戸水を調査するのでしょうか。その場合、民家とは交渉が済んでいるという理解でよろしいでしょうか。また、調査個所を指示頂けないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。中段については、民家とは交渉済です。後段については、建設予定地より半径約1km圏内で、調査開始前に組合より別途指示します。 なお、検査箇所は15箇所程度に変更します。
73	I-15	1	1.6	1.6.6(13)3)	工事に伴う環境調査	「計画地周辺における井戸水の水質検査・・・。なお、検査箇所は30箇所程度とする。」とありますが、民家等の既存の井戸にて測定するということがよろしいでしょうか。また測定箇所の指定あるいは検査対象範囲（予定地から半径〇〇m内）はありませんか。	No. 72に示すとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
74	I-18	1	1.8	(4)	経費の負担	海外の工場における機器の立会検査に係る工事監理業者の交通費等の費用もすべて事業者の負担とする、とあります。立会検査に要する費用は、海外検査の頻度、人数等により大きく変わる内容であり、事業者で見込むことが不可能なことから国内の交通費と同様に貴組合での負担としていただけませんか。	要求水準書に示すとおりとします。
75	I-25	1	1.10	1.10(2)	性能保証事項	性能試験の項目の中で測定回数がばいじんのみ各炉3回以上、塩化水素などは6回以上と記述されていますが、同じと解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとし、塩化水素などは各炉6回以上とします。
76	I-25	1	1.10	表1-2	1 ごみ処理能力	(1)ごみ分析法②測定頻度において、2時間ごとにサンプリングを行うとありますが、サンプリング期間・回数のご指定がありません。別途予備性能試験は5日以上、引渡性能試験は連続24時間以上とされており、試験期間中にわたり2時間毎にサンプリングを行うと、サンプル数が膨大となります。サンプリングは試験期間中において最大でも2時間毎に4回程度とさせていただきます。	要求水準書のとおりとし、試験要領書にて「表1-2 性能試験の項目と方法【性能保証】」の確認を前提に協議します。
77	I-25	1	1.10	表1-2	2 排ガス	白煙防止条件が設定されていますが、P. I-94 4.プラント機械設備工事には、白煙防止に関する機器は記載されておりません。白煙防止条件は適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	白煙防止条件は適用します。よって、当該条件を満たす設備構成としてください。
78	I-26	1	1.10	表1-2	5 飛灰等安定化物	(2)測定頻度において、2時間ごとにサンプリングを行うとありますが、サンプリング期間・回数のご指定がありません。別途予備性能試験は5日以上、引渡性能試験は連続24時間以上とされており、試験期間中にわたり2時間毎にサンプリングを行うと、サンプル数が膨大となります。サンプリングは試験期間中において最大でも2時間毎に4回程度とさせていただきます。	No. 76に示すとおりです。
79	I-26	1	1.10	表1-2	6 熔融固化物	(2)測定頻度において、2時間ごとにサンプリングを行うとありますが、サンプリング期間・回数のご指定がありません。別途予備性能試験は5日以上、引渡性能試験は連続24時間以上とされており、試験期間中にわたり2時間毎にサンプリングを行うと、サンプル数が膨大となります。サンプリングは試験期間中において最大でも2時間毎に4回程度とさせていただきます。	No. 76に示すとおりです。
80	I-28	1	1.10	表1-2	14 炉室内温度・炉室局部温度 15 電気関係諸室内温度・電気関係諸室内局部温度 16 機械関係諸室内温度・機械関係諸室内局部温度 17 非常用発電機室	表1-2中の各室内温度・局所温度欄に「外気温度3-6℃において」とありますが、「外気温度36℃」の設定根拠および室内設定温度との関連をご教示願います。	計画地周辺の観測データ（夏場）を考慮し「外気温度36℃」、快適な室内温度として、24℃を設定しております。
81	I-30	1	1.11	1.11.2(6)1)	その他	排ガス、熔融飛灰、スラグ等の資源物中の放射性物質濃度について測定すること、とあります。測定対象物は下記と理解してよろしいでしょうか。 ①排ガス、②熔融飛灰、③焼却飛灰、④焼却主灰、⑤炉下不燃物、⑥スラグ、⑦メタル、⑧鉄類、⑨アルミ・非鉄金属類	ご理解のとおりです。
82	I-30	1	1.11	1.11.2(6)1)	その他	排ガス、熔融飛灰、スラグ等の資源物中の放射性物質濃度について測定すること、とあります。 仙南最終処分場での前処理作業で回収した鉄類・アルミ・非鉄金属類を資源化する場合、放射性物質濃度の測定対象物になるのでしょうか。	仙南最終処分場の前処理作業で回収した鉄類・アルミ・非鉄金属類を直接資源化する場合は、測定の対象外となります。
83	I-36	1	1.13	1.13.2(2)9)	工事保証書	提出部数2部（正1部、写し2部）とありますが、（正1部、写し1部）と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
84	I-40	2	2.1	2.1.1 (3)	施設整備方針	(3)「さらに、放射性物質に対する安全性を確保するため、国における新たな環境基準の策定等の対応動向により必要な処置を講じる。」とありますが、対応費用については別途精算して頂けるとものと考えて宜しいでしょうか。	協議によります。
85	I-42	2	2.1	2.1.10	ハートビル法の認定	「ハートビル法」は「バリアフリー法」に読み替えてよろしいでしょうか。また表題では「認定」とありますが、本文では「適合させる」とあります。「適合」でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	I-43	2	2.1	2.1.11(3)	耐震設計及び災害対策	用途係数は1.25とし、構造体はⅡ類とあります。また、P I-73 3.5.4 構造計画の7) 項に用途係数のI=1.25は一次設計の地震力にも考慮するとあります。 これについては、本建築物の構造設計に当っては1次設計で地震力に用途係数を1.25を適用したうに、2次設計においては構造体Ⅱ類における重要度係数1.25を見込むということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	I-43	2	2.1	2.1.11(3)	耐震設計及び災害対策	建築設備の甲類については、“耐震設計”の部分を適用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	I-43	2	2.1	2.1.13	地域振興	地元とは「構成団体（9市町）」を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	I-44	2	2.2	2.2.1(2)	処理能力	「指定されたごみ質の範囲で以下の処理能力を有する」とありますが、「上記の処理能力（(1) 項に示される200t/日（100t/日×2 炉）」と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	I-44	2	2.2	2.2.2	計画ごみ量・ごみ質	可燃ごみ以外の対象ごみ受入頻度、指定受入日等がございましたら合わせてご教示ください。	掘り起こしごみは、事業者提案によりますが、運搬業務は組合が実施しますので、受入れは平日のみとなります。 それ以外は、平日に受入があるものとして計画してください。
91	I-44	2	2.2	2.2.2	計画ごみ量・ごみ質	表2-2計画ごみ質（合わせごみ質）の各ごみ質の想定される年間における正規分布を参考までにご提示下さい。	正規分布の提示はできません。
92	I-44	2	2.2	2.2.2	計画ごみ量・ごみ質	計画ごみ質（合わせごみ質）中の灰分に含まれる、ごみtあたりの鉄分・アルミ分の想定含有率をご提示ください。	鉄分、アルミ分の想定含有率の提示はできません。
93	I-44	2	2.2	2.2.2	計画ごみ量・ごみ質	表2-2に示された計画ごみ質（合わせごみ質）について、高質・基準・低質ごみが提示されておりますが、今回ご提案の前提とするため、この計画ごみ質（合わせごみ質）の高質から低質までの出現頻度を統一条件としてご提示ください。	合わせごみ質の高質から低質までの出現頻度の提示はできません。
94	I-44	2	2.2	2.2.2	計画ごみ量・ごみ質	表2-2に示された計画ごみ質（合わせごみ質）について、高質・基準・低質ごみが提示されておりますが、今回ご提案する本施設の設計・建設費（様式第12号）、運営費（様式第14-10～12号、様式第16-1号等）、エネルギー有効利用量（様式14-8号）等については、この計画ごみ質（合わせごみ質）の高質から低質までの出現頻度を勘案の上、積算・提案するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、費用設定の方法は、事業者提案とします。
95	I-44	2	2.2	2.2.2(2)	計画ごみ質（合わせごみ質）	表2-2の合わせごみ質は、P. I-45（3）計画ごみ質にある各処理対象ごみを表2-1に示される計画ごみ量にて混合した合わせごみの組成と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	I-44	2	2.2	2.2.2(2)	計画ごみ質（合わせごみ質）	表2-2にて合わせごみ質をご提示いただいておりますが、要求水準書P.Ⅲ-11 2.2（3）2）に「・・・仙南クリーンセンターでの処理量は炉内での混焼率等を考慮し任意設定することを可とする」とあり、またP.Ⅲ-14 3.2(2)には「・・・必要となる前処理を考慮のうえ、・・・実際に処理する量及び掘り起し量を整理する」とあります。 設計ごみ質としては、表2-2を使用するものと理解してよろしいでしょうか。	表2-2の他、No. 94に示す提案ごみ質の採用も可能です。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答															
97	I-44	2	2.2	2.2.2(2)	計画ごみ質 (合わせごみ質)	表2-2「合わせごみ質」の低質ごみ・基準ごみ・高質ごみそれぞれの設定の考え方についてご教示ください。 <理由> P. I-45～「(3) 計画ごみ質」にある各処理対象物の性状及び表2-1に示される「計画ごみ量」に基づき、表2-2の合わせごみ質から、前処理後の掘り起しごみ質を逆算したところ、低質ごみ時・基準ごみ時・高質ごみ時で、掘り起しごみ性状が大きく異なる結果となりました。 具体的には ①低質ごみ時の掘り起しごみ低位発熱量が-2,580kJ/kgとなる一方、高質ごみ時は7,920kJ/kgとなり大きな隔たりがある ②高質ごみ時の掘り起しごみ水分率が-2.0%となる	表2-2にある各処理対象ごみ質は、P. I-45 (3) 計画ごみ質にある各処理対象ごみを表2-1に示される計画ごみ量にて加重平均したものです。 なお、掘り起こしごみ質については、事業者の提案する前処理内容により提案を可とします。															
98	I-45	2	2.2	2.2.2(3)	計画ごみ質	各処理対象ごみの金属含有量をご提示ください。	金属含有量の提示はできません。															
99	I-45	2	2.2	2.2.2(3)	計画ごみ質	各処理対象ごみの可燃分中組成をご提示ください。	表2-1の可燃分中組成は、別紙8に示す既存施設のごみ質調査結果を参照してください。															
100	I-45	2	2.2	2.2.2(3)1)	可燃ごみ	表2-3計画ごみ質（可燃ごみ）の低質ごみ時の割合の合計は99.9%となり、100%になりません。灰分を6.0%とし、合わない0.1%分を可燃分・水分で按分してもよろしいでしょうか。	水分を65.4%に修正します。															
101	I-45	2	2.2	2.2.2(3)1)	可燃ごみ	表2-6計画ごみ（仙南リサイクルセンターからの可燃残さ）において、三成分と低位発熱量に齟齬があると思われます。 水分と可燃分の値が逆になっている、または、低位発熱量が乾ベースの値となっている等が考えられますので、ご確認ください。	現在、調査確認をしておりますので、7月上旬ごろを目処にお示しいたします。															
102	I-45	2	2.2	2.2.2(3)1)①	三成分	可燃ごみの三成分について、低質ごみの合計が100%になりませんが、どのように調整すればよろしいかご教授下さい。	No. 100に示すとおりです。															
103	I-45	2	2.2	2.2.2(3)2)	掘り起こしごみ	表2-5に掘り起こしごみの計画ごみ質が提示されています。また、別紙13で掘り起こしごみ質の実測データが記載されています。表2-5の値と別紙13の単純平均値を比較すると下記ようになります。 <table><tr><td></td><td>表2-5</td><td>別紙13平均値</td></tr><tr><td>水分</td><td>15.9%</td><td>18.7%</td></tr><tr><td>可燃分</td><td>14.9%</td><td>11.5%</td></tr><tr><td>灰分</td><td>69.2%</td><td>69.8%</td></tr><tr><td>低位発熱量</td><td>2,636kJ/kg</td><td>1,235kJ/kg</td></tr></table> (計算低位発熱量) 2,532kJ/kg (実測高位発熱量) 1,755kJ/kg (計算高位発熱量) 掘り起こしごみのごみ質は、場所により異なりますが、要求水準書の値がどのように設定されたのかご教示ください。		表2-5	別紙13平均値	水分	15.9%	18.7%	可燃分	14.9%	11.5%	灰分	69.2%	69.8%	低位発熱量	2,636kJ/kg	1,235kJ/kg	別紙13に示す掘り起こしごみのうち、覆土の多少等を考慮し、代表値として相応しいごみ質データを平均し、設定しております。
	表2-5	別紙13平均値																				
水分	15.9%	18.7%																				
可燃分	14.9%	11.5%																				
灰分	69.2%	69.8%																				
低位発熱量	2,636kJ/kg	1,235kJ/kg																				
104	I-48	2	2.2	2.2.3(4)2)	熔融温度	「熔融温度 1,300℃以上（設備性能として左記の温度を可能とし、運営時は最適な温度にて運転可能とする」、I-144に記載の「所定のごみを全量熔融処理し得る能力を有するものとする」とあることより、最適な温度とは、掘り起こしごみ等の処理対象物を確実に熔融処理してスラグ化できる温度という理解でよろしいでしょうか。	最適な温度は、事業者提案によります。															
105	I-48	2	2.2	2.2.3(4)2)	熔融温度	1,300℃以上（設備性能として左記の温度を可能とし、運営時は最適な温度にて運転可とする）とあります。本施設の処理対象物にストーカ焼却灰・飛灰や流動床不燃物・飛灰等が含まれるため、これは、塩基度調整剤（ケイ砂・石灰石）の連続投入や事前混合を前提とした要求水準と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ご質問の理由に限ったことはありません。															
106	I-48 I-170	2 4	2.2 4.7	2.2.3 4.7.4	(3)7)余熱利用設備 温水設備又は高温水設備	場内の余熱利用設備として、ごみ処理施設で発電した電力を用いた電気式の給湯・冷暖房についても提案可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。															

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
107	I-49	2	2.2	2.2.4	ユーティリティ	(1)電気 建設予定地までの特別高圧受電（30kV）にかかる設備工事は、組合が実施するので、取合点より、特別高圧30kV 1 回線にて引き込む」とあります。 全体配置を検討するために、取合位置及び送電線の進入方向を別紙 1 にてお示しください。	取合位置及び送電線の進入方向は、建設予定地の西側方向を想定しております。なお、電力会社との協議により、変更が必要となる場合もあります。
108	I-49	2	2.2	2.2.5	搬入・搬出車両	乾電池の収集形態（例、ドラム缶、プラスチックカゴ等）をご教示ください。また、搬入頻度もご教示ください。	前段については、小袋又は一斗缶にて収集されます。 後段については、追加別紙 1 に示すとおりです。
109	I-49	2	2.2	2.2.5	搬入・搬出車両	各車両の仕様（全長、全幅、全高、軸距離、最小回転半径、総重量等）をご提示ください。	追加別紙 2 に示すとおりです。
110	I-50	2	2.2	2.2.5	搬入・搬出車両	乾電池搬出車は10tコンテナ車とありますが、10tウイング車でないとの理解でよろしいでしょうか。間違えのないよう車両図面をご教授ください。	ご理解のとおりです。なお、コンテナの構成は、5t×2個になります。
111	I-50	2	2.2	2.2.6	来場者人数	来場者とは、見学者と施設利用者を指すのでしょうか。また、見学者については他施設の実績を参考に具体的な数字を御示しください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、追加別紙 1 を参照してください。
112	I-50	2	2.2	2.2.6	来場者人数	想定される年間来場者人数あるいは現施設の年間の来場者人数実績をご提示ください。	No. 111を参照してください。
113	I-55	3	3.2	3.2.1(2)	基本方針	Aゾーンは将来にわたり、なんらかの形で利用することはないとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、Aゾーンでの建設予定がありましたら内容をご教示ください。	当組合では把握しておりません。
114	I-55	3	3.2	3.2.2(4)2)	その他	乾電池ストックヤードは合棟としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
115	I-56	3	3.2	3.2.3(1)4)	車両動線	4) 「出入口から計量棟までの動線はできる限り長く確保し、ごみ搬入車が仙南東部広域農道にはみ出さないようにする。」とあります。出入口から計量棟までのごみ搬入車の待機スペースは施設配置計画へ与える影響が大きいため、具体的に必要とされる待機車両台数をご教示頂けないでしょうか。	乗用車 5 台程度とし、建設予定地側に側道を設ける等の対応も検討してください。
116	I-56	3	3.2	3.2.3(1)4)	車両動線	「出入口から計量棟までの動線はできる限り長く確保し、ごみ搬入車が仙南東部広域農道にはみ出さないようにする。」とありますが、本計画の参考とするため、既存施設における渋滞時の台数等実績をご提示ください。	No. 115に示すとおりです。
117	I-56	3	3.2	3.2.3(1)5)	車両動線	「仙南東部広域農道（さくらロード）に右折専用車線を設ける。右折専用車線の設置に・・・合計 3 車線・・・を確保する。」と記載がありますが、この場合一番南側の道路は農道となると思いますが、完成後の管理は他者に委譲するのでしょうか。広域農道の改良工事に関する道路管理者との協議は、貴組合主管にてお願いします（資料作成等については事業者も協力します）	前段については、角田市が管理します。 後段については、ご理解のとおりです。 なお、6) 設計速度は、40km/hに変更します。
118	I-57	3	3.3	3.3.1	希少種の移植	最善の努力はしますが、移植補償はできないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	I-58	3	3.3	3.3.2	造成工事	認定外道路とはどのような性格なものか、また、予定地の東側がどこからつながっているかわかります図面をご教授ください。	認定外道路（赤道）は、生活道路として活用されているが、認定基準を満たさないことから、市区町村道として認定することが困難な道路を意味します。 また、東側からのつながりを示す図面は、追加別紙 3 を参照してください。 なお、市有地であるため、造成にあたっては角田市との協議が必要になります。
120	I-58	3	3.3	3.3.2(5)	造成工事	建設予定地の東側から A ゾーンへ通じる位置までの認定外道路は、建設工事の実施により、その機能が喪失されないようにする、とあります。認定外道路の上に架空の道路・橋等を整備してよろしいでしょうか。	提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
121	I-59	3	3.3	3.3.2(5)	造成工事	機能が喪失されないとは、工事期間中においても、施設稼働後も通行できる状態を確保する必要があるということとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	I-58	3	3.3	3.3.5(3)	防災調整池	計画予定地外における排水路用地について、その確保に際し費用負担が必要な際は事業者負担とありますが、敷地外での排水路用地の確保とはどのような事をお考えでしょうか。	敷地外での排水路用地とは、追加別紙4に示す排水池までの用地を指し、排水池までの排水にかかる設備類の費用は、事業者の負担とします。 なお、敷地外の現況の沢は、民地ですので、使用する場合は、組合と協議の上、事業者負担にて土地の取得をしてください。
123	I-59	3	3.3	3.3.6	上水管及びポンプ設置工事	ポンプ設置位置の敷地は貴組合にて購入済と考えてよろしいでしょうか。	角田市の市道用地です。
124	I-59	3	3.3	3.3.6	上水管及びポンプ設備工事	上水管の取合点はバルブ止めという理解でよろしいでしょうか。もしそうれない場合は、分岐元の上水管からの供給先は断水となりますが、平成27年4月以降の事業者の任意時期に工事ができるものとしてよろしいでしょうか。	前段については、バルブ止めにて結構です。後段については、事業者の任意時期で結構です。
125	I-59	3	3.3	3.3.6	上水管及びポンプ設備工事	上水管の敷設にあたり、埋設土被り、維持管理上考慮すべき条件等角田市の基準をご教示ください。また、埋設後の道路復旧について分岐点からの交差点部分、歩道の舗装復旧断面をご教示ください。	市道車道部は、舗装下71cm （表層5cm＋上層路盤10cm＋下層26cm＋路床下30cm）です。 市道歩道部は、60cm （表層3cm＋路盤10cm＋路床下47cm）です。 県道部は管理者と協議してください。 なお、歩道部は、全面再舗装してください。 また、考慮すべき角田市の基準としては、埋設表示テープ（幅15cmダブル折り）を管上30cmに入れる等、維持管理上、当然認められるものになります。 その他、標準断面は、追加別紙5のとおりです。
126	I-59	3	3.3	3.3.6（13）	上水管及びポンプ設置工事	その他、上水管及びポンプ設備の工事にあたり、角田市が維持管理上当然必要と認めるものについては、すべて事業者において補足完備する。と記載されています。本内容は、要求水準書に記載されている項目との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書には、基本的な部分を明記していますので、それ以外で角田市が当然必要と認めるものは、事業者において補足完備してください。なお、当該費用も事業者の負担とします。
127	I-60	3	3.4	3.4.1(4)	構内道路	舗装はアスファルト舗装（透水性）とし、構成については組合の基準どおりを十分に勘案した構造とする、とあります。貴組合の基準をご教示ください。	宮城県の示す共通仕様書（土木工事編1）の内容を遵守してください。
128	I-61	3	3.4	3.4.6	多目的広場	・・・、将来的な多目的広場の拡大に最適な場所に配置する、とあります。想定されている将来的な多目的広場の拡大の内容をご教示ください。	現在のところ、特にありません。
129	I-61	3	3.4	3.4.6(3)	多目的広場	広場部分以外の舗装を除き、据地した状態にて引き渡す、とあります。これは、舗装した広場（テニスコート1面以上）以外は、裸地の状態で貴組合に引き渡すということでしょうか。	ご理解のとおりですが、水はけについて配慮してください。
130	I-62	3	3.5	3.5.1	基本方針	「保守点検及び運転操作のために立ち入る部屋の出入り口は、2箇所以上設けることを原則とする」とありますが、原則に従い2箇所以上設けなければならない部屋面積の基準などをご提示ください。	部屋の面積の基準はありません。当該室における点検設備及び避難経路の確保を考慮の上、出入り口扉の数を設定してください。
131	I-63	3	3.5	3.5.2(1)2)	熱回収施設	「2）延床面積（ ）㎡（階数ごとに記載）」と記載されていますが、「各階面積」（各階ごと記載）」として各階ごとの面積及び延床面積を記載するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	I-64	3	3.5	3.5.3(1)1)①c)ハ	その他	ごみピット両側に積出場兼バケット点検場を考慮するとありますが、片側のみとさせていただきます。 積出場の下部（ホップステージ～荷受レベルまで）のバケット通過エリアは全て配置に寄与しない無駄スペースとなってしまいます。実績上、片側のみで運用に全く支障はございません。	要求水準書に示すとおりとします。
133	I-64	3	3.5	3.5.3(1)1)③b)	プラットホーム出入口扉	「臭気対策の観点から、一方が閉まるまでは他方は開かない構成とする。」と記載がありますが、入場車両が入口側に並んだ場合、出口側の扉が開かなくなり、内部車両の退場ができなくなり渋滞の原因となる事が懸念されます。	要求水準書に示すとおりとします。なお、渋滞時に備え、手動又は自動に運転切り替えが可能となるよう計画してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
134	I-64	3	3.5	3.5.3(1)1)③	プラットホーム出入口扉	「室内側の扉は、車両の投入作業に支障のない位置とし、・・・」とありますが、「室内側の扉」とは何を指しますか。また「・・・プラットホーム内の車両運行が容易にできるスペースとして遮音対策を行う。」とありますが、プラットホーム全体を遮音対策を施すという意味でしょうか。	前段については、プラットホーム内の係員詰所及びプラットホーム内外の通用扉などの関係諸室への扉を指します。後段については、上記の扉の遮音対策してください。
135	I-65	3	3.5	3.5.3(1)1)④	エアカーテン	能力の指定はありますか。	臭気の漏洩防止を前提に特にありません。
136	I-65	3	3.5	3.5.3(1)1)⑤	エアカーテン機械室	機械室が不要なタイプを選定した場合は機械室レスとしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
137	I-65	3	3.5	3.5.3(1)1)⑥C	ごみピット	「・・・トラフィックペイント及びステレンレス板埋込併用で表示する。」とありますが、ステンレス板はバケット接触により剥がれる可能性が高いので、目盛掘り込みの上、トラフィックペイントとさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
138	I-68	3	3.5	3.5.3(1)6) 3.5.3(1)7) 3.5.3(1)8) 3.5.3(1)9) 3.5.3(1)10)	排ガス処理関係諸室 排水処理関係諸室 資源物の選別・貯留室 スラグストックヤード スラグ破碎機室	各室の記載がありますが、専用室設置の要否は騒音・臭気等の発生度合い等、必要に応じて自由提案とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
139	I-70	3	3.5	3.5.3(2)2)	事務室	「・・・管理棟に組合関係者は、常駐しないが、・・・用務時に、執務を行うための会議スペースを設ける。」とありますが、P. I-227、228には「組合事務所」、P. I-242には「組合事務室」との記載があります。「会議スペース」を設けるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	I-70	3	3.5	3.5.3(2)2)	事務室	会議スペース及び用水等の計画のため、クリーンセンターでの用務の人数や頻度はどの程度を想定されているかご教示ください。	組合の利用頻度は、週1回程度、4人～5人を想定しております。
141	I-71	3	3.5	3.5.4(1)1)	基礎構造	寒冷地としての当該敷地の凍結深度は何センチで設計すれば良いですか。	35cm以上とします。
142	I-72	3	3.5	3.5.4(2)3)②	下部構造	「その他の部分は、地中梁をはさんだ二重スラブとし建物各部の荷重状態（振動も含む）及び防水と排水を考慮して計画する。」とありますが、基礎構造および底盤の防水および排水方法については事業者提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
143	I-72	3	3.5	3.5.4(3)1)	構造計算	「1)構造計算は国土交通省大臣官房営繕部整備課監修の「建築構造特記事項及び同解説 平成16年度以降版」と記載されていますが、「建築構造設計基準及び同解説」のことと思われますので読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	I-74	3	3.5	3.5.5(1)5)	外部仕上	「外部に面する窓枠、ドア等は、すべて耐腐食仕様とする。」とありますが、窓枠はアルミ製、ドアは鋼製の上ウレタン塗装と考えてよろしいでしょうか。	協議によります。
145	I-80	3	3.6	3.6.6(6)3)	照明設備	(6) 3)ごみクレーン室 とありますが、操作室でしょうか、電気室でしょうか。また、倉庫については、4)に記載されている倉庫が正と判断してよろしいでしょうか。	前段については、ごみクレーン操作室を意味します。また、後段については、4)を正とします。
146	I-82	3	3.6	3.6.17	電話設備	本事業では組合殿の常駐はないため、組合殿専用の外線回線を考慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか。必要な場合はその必要回線数をご教示ください。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
147	I-83	3	3.6	3.6.18(1)	監視	建築各設備の運転情報をプラント側にて設ける中央制御室オペレーターコンソールの液晶モニタにより集中監視する、とあります。プラント運転中に建築設備関係の警報等が割り込み表示された場合、プラントの運転監視の障害になります。従いまして、建築設備の監視・操作は、建築設備専用オペレータコンソールにて行うこととしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
148	I-83	3	3.6	3.6.18(1)	監視	各設備の運転状況をプラント側にて設ける中央制御室オペレータコンソールの液晶モニタに集約するとありますが、自動火災報知設備等については消防認定等法規上の問題が生じる場合もあり、基本的には中央制御室に建築設備用オペレータコンソールを設けることとさせていただきます。	No. 147に示すとおりとします。
149	I-85	3	3.7	3.7.1	共通事項	加入金（メーター分及び開発面積分）は利用用途を考慮して、貴組合・角田市殿の負担として頂けませんか。もし、ダメな場合は使用量見合いで負担するとの理解でよろしいでしょうか。	組合及び角田市の負担はありませんので、事業者にて負担してください。 なお、開発負担金は造成面積（道路公園等の公共用地を除く）×200円/㎡です。又、水道加入金は以下のとおりです。 水道加入金 φ 40m/m 670(千円) φ 50m/m 1,000 φ 75m/m 2,500 φ 100m/m 4,250 その他、消費税を考慮してください。
150	I-85	3	3.7	3.7.1(2)	共通事項	水道に関する負担金は、事業者が整備し角田市が将来維持管理する、上水管及びポンプ設備等の設置に要する費用のほか、加入金（メーター分及び開発面積分）を見込むこと、とあります。角田市における加入金の見積方法をご教示ください。	加入金は、メーター口径により設定されています。口径は事業者において必要水量に見合った口径を決定するほか、No. 149を参照してください。
151	I-91	3	3.7	3.7.5(5)5)	排水ポンプ・汚水ポンプ	ポンプは、各2台（内予備1台）とし、運転は、原則として、自動交互運転とする、とあります。水中ポンプは、倉庫予備としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
152	I-92	3	3.7	3.7.6(13)1) 3.7.6(13)2)	昇降機設備	熱回収施設と管理棟を一体で計画した場合、来場者用の昇降機は1基としてもよろしいでしょうか。	工場棟内の作業員用と来場者用に1基ずつ設けてください。
153	I-96	4	4.1	4.1.6(4)	工場棟内の動線計画	「保守点検及び運転操作のために立ち入る部屋の出入口は、2箇所以上設ける」とありますが、P. I-62 3.5.1(8)を正とし、あくまで「原則2箇所以上」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	I-96	4	4.1	4.1.7(7)	来場者ルートおよび来場者通路	「・・・、簡易模型を適所に配置し、・・・」とありますが、設備の内部構造がわかれば簡易模型以外の方式で提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
155	I-97	4	4.1	4.1.8(3)	歩廊、階段等	「・・・、階段傾斜は、35°以下を基本とする」とありますが、工場棟内についてはスペースの最適化のために45°以下とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとしますが、階段の位置及び使用目的により協議とします。
156	I-97	4	4.1	4.1.8(6)4)	歩廊、階段等	グレーチングの材質について、縞鋼板、一般構造用鋼管との記載がありますが、これらの使用箇所をご教示ください。	メンテナンス時における重量物の仮置き等を考慮し事業者提案とします。
157	I-99	4	4.1	4.1.9(3)2)	配管等の圧力	管、継手、管フランジ及びバルブにおいて10kgf/cm2未満の場合の例外品目（安全弁用消音器出口配管等）が認められています。大口径のダクトでも汎用性がないものがあるため、同様に例外品として認めてください。	要求水準書に示すとおりとします。
158	I-99	4	4.1	4.1.9(4)6)	その他	配管について水圧試験または気密試験をご指定ですが、ドレン配管や水槽への戻り配管など大気開放や低圧仕様の配管については、通水による漏洩試験とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
159	I-100	4	4.1	4.1.10(1)4 4.1.10(2)2 4.1.10(4)	機器及びダクト類の保温材料 配管類の防露及び保温 その他	(1)4)には保温外装材は原則として艶消しステンレス鋼鋼板、(2)2)には仕上材は原則としてステンレス又は同等以上の材料とありますが、(4)では湿気又は腐蝕性雰囲気の場合はステンレス、その他はカラー鉄板とされています。(4)の記載を正としてよろしいでしょうか。	屋外はステンレス製とします。
160	I-101	4	4.1	4.1.11(1)	塗装工事	屋外機器・・・架台等の鉄部は原則としてエポキシ樹脂系塗料・・・塗装するとありますが、塗装ではなく対候性に優れた溶融亜鉛メッキ仕上げも認めてください。	提案を可とします。
161	I-101	4	4.1	4.1.11(6)	塗装工事	エポキシ樹脂系塗料にて・・・第1種のケレンを施工とありますが、エポキシ樹脂系塗料の下地調整は2種ケレンで十分です。補修時の作業性にも優れますので2種ケレンを認めてください。	要求水準書に示すとおりとします。
162	I-107	4	4.2	4.2.1(5)6)	ごみ計量機	計量カードは、非接触式とし、とあります。ICカードのことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
163	I-108	4	4.2	4.2.2(5)1)	プラットホーム出入口扉	「出入口扉は、ランプウェイとの境界に設けるものとし、自動両開き式とするほか閉鎖用手動シャッターを併設する。また、耐候性の高いものとする。」とありますが、①ランプウェイを設けなければならないのでしょうか。②閉鎖用手動シャッターを併設とは、二重扉にするということでしょうか。その際、手動でよろしいでしょうか。	①ランプウェイの設置は、必須ではありません。 ②の仕様は、ランプウェイを設置しない場合には不要です。
164	I-108	4	4.2	4.2.2(5)1)	プラットホーム出入口扉	出入口扉は、ランプウェイとの境界に設けるものとし、とあります。これは、ランプウェイを設ける場合の要件と理解してよろしいでしょうか。	No. 163に示すとおりです。
165	I-108	4	4.2	4.2.3(2)	プラットホーム	通行方式は、一方通行式となっていますが、プラットホーム内での安全性に配慮することで対面通行式で提案してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
166	I-109	4	4.2	4.2.3(6)7)	プラットホーム	「外部に露出する鉄部は、溶融亜鉛めっき又はステンレスとする。」とありますが、ここでのいう外部とは屋外ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	I-112	4	4.2	4.2.10(6)5)	ごみピット	「外部に露出する鉄部は、SUS304にて施工する。」とありますが、ここでのいう外部とは屋外ということでしょうか。	No. 166に示すとおりです。
168	I-117	4	4.3	4.3.1(3)	ごみホッパ	主要機器構成については各社により異なるため、事業者提案とさせていただきます。	特記事項に示す性能を満足することを前提に、提案を可とします。
169	I-118	4	4.3	4.3.2(3)5)	給じん装置	各社により形式が異なるため、駆動方式等の主要部分については事業者提案とさせていただきます。	提案を可とします。
170	I-119	4	4.3	4.3.3(4)7)	前処理破碎設備	ごみホッパ～ごみ破碎機～破碎ごみピットへと一連の流れで且つ密閉性を保っているため、発じん箇所はごみホッパ及びごみピットへのシュート落ち口となります。いずれの発じん箇所もごみピット側の環境となりますので、破碎設備に粉じん対策は不要としてよろしいでしょうか。	破碎設備に粉じん対策を施してください。
171	I-120	4	4.3	4.3.5	ガス化炉助燃装置	「…ガス化炉に送る高温空気を、必要な温度まで加熱するためのものである」とありますが、バーナにて直接昇温可能な場合、本助燃装置は当社の炉形式に適切な内容に読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	I-120	4	4.3	4.3.5	ガス化炉助燃装置	炉の昇温を加熱空気に因らない場合、本設備は削除してもよろしいでしょうか。	No. 171に示すとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
173	I-127	4	4.4	4.4.3	燃料貯留槽	「貯留する燃料に応じ」とありますが、助燃装置の項目には「燃料 灯油」とあります。燃料は灯油指定または、事業者提案のいずれが正でしょうか。 (P. I-492.2.4ユーティリティにおいても燃料の種類は [] (提案) とあります。)	事業者提案を正とします。
174	I-145	4	4.4	4.4.32(1)4)	スラグ搬出コンベヤ	主要機器の構成が4.4.31スラグ冷却水槽と重複しています。これらの機能はスラグ冷却水槽で有するため、本機においては不要と判断してよろしいでしょうか。	不要とします。
175	I-152	4	4.5	4.5.3	粉碎機	本設備は、炉下から排出される不燃物を粉碎し、再溶融することにより、最終処分場の減量化を図るために設け、とあります。ここで言う不燃物には、掘り起こしごみを処理することにより増加する流動砂（余剰砂）も含まれると理解してよろしいでしょうか。	提案する最終処分場の延命化計画により、不燃物（流動砂を含む）の取扱いは、事業者提案とします。
176	I-158	4	4.6	4.6.1(6)8)	ボイラ	限界負荷率を明示するとありますが、定格焼却量に対してボイラ以外の設備も含めた焼却可能量と考えてよろしいでしょうか。また、負荷率の定義は、負荷率＝時間当たり焼却量÷定格時間当たり焼却量 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	I-158	4	4.6	4.6.3	スートブロワ	ボイラの形式により、槌打式との併用等、最適なダスト払い落とし装置を提案するものとしてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
178	I-162	4	4.6	4.6.8 (1)4) ④	薬液注入装置	機能的に遜色がないため、貯槽は1槽式としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
179	I-163	4	4.6	4.6.9 (2)	サンプリングクーラー	給水用はサンプリング箇所が共通部分の場合、1基/2炉としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
180	I-166	4	4.6	4.6.16	純水装置送水ポンプ	「本設備は、純水を純水装置へ送水するために設ける」とありますが、(3)主要項目にて4)流体は上水と示されていますので、「原水を純水装置へ送水するために設ける」と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	I-170	4	4.7	4.7.4	温水設備又は高温水設備	「外部熱供給に用いる」とありますが、外部への熱供給を想定されているのでしょうか。外部への熱供給が必要な場合、その仕様、必要量等をご提示ください。	本仕様は、外部（計画予定地内に設置する施設（管理棟など））への熱供給を実施する場合に適用します。なお、熱供給の実施は、事業者提案とします。
182	I-174	4	4.8	4.8.2(4)2)	ろ布	ガラス繊維＋テフロンをご指定ですが、性能が同等以上である事を条件に、事業者提案とさせていただきます。	提案を可とします。
183	I-175	4	4.8	4.8.3(3)3)	酸素換算HCl濃度	酸素換算HCL濃度 出口50ppm とありますが、30ppmと読み替えることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	I-176	4	4.8	4.8.3(7)5)	薬剤定量供給機	ステンレスとのことですが、炭素鋼でも実績上問題ありません。材質については事業者提案とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
185	I-177	4	4.8	4.8.3(8)1)	特記事項	薬剤は、消石灰を原則とし、活性炭との併用を可とする、とあります。これは、活性炭混合消石灰も使用してよいということでしょうか。	消石灰と活性炭の定量供給装置は分けて計画し、混合部分は定量供給装置後としてください。
186	I-178	4	4.8	4.8.5(3)4)	ダイオキシン濃度	ダイオキシン濃度0.01mgは0.01ngの誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	I-178	4	4.8	4.8.5(5)2)	薬剤貯槽	薬剤の搬入容量及びスケジュールを考慮して計画しますので、数量については事業者提案とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
188	I-180	4	4.9	4.9.1(3)6)	風量調整方式	回転数制御及びダンパ制御併用式のことですが、通常運転においては風量がほぼ一定のため、実績上二重制御する必要はありません。風量調整方式は事業者提案とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
189	I-182	4	4.9	4.9.5(3)2)	排ガスダクト及び煙道	主要材質は耐硫酸露点腐食鋼以上とのことですが、酸性ガスを除去するバグフィルタ以降は実績上一般構造用圧延鋼材(SS400)でも問題は有りません。事業者提案とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
190	I-184	4	4.9	4.9.6(4)7)	誘引通風機	ダンパ制御併用型回転数制御とありますが、実績上回転数制御のみで問題ありません。事業者提案とさせていただきます。	No.188に示すとおりです。
191	I-184	4	4.9	4.9.7(3)2)	保温外装	保温外装はステンレス鋼とありますが、内筒は屋内となるため、実績のある着色亜鉛鉄板等、事業者提案とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
192	I-184	4	4.9	4.9.7(3)3)	下部筒身	下部筒身はステンレス鋼とのことですが、耐硫酸露点腐食鋼でも実績上問題ありません。事業者提案とさせていただきます。	No.191に示すとおりです。
193	I-205	4	4.11	4.11.4(2)	数量	数量1基とのことですが、固化物の搬出スケジュール等、運用を加味して数量を事業者提案とさせていただきます。	提案を可とします。
194	I-205	4	4.11	4.11.4(3)	貯留日数	乾灰での貯留とし、湿灰の長期間貯留による固着を防止するため、熔融飛灰貯留タンク、固化物バンカをあわせて4日分の貯留容量を確保することとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書どおりです。
195	I-205	4	4.11	4.11.4(5)4)	油圧シリンダ	油圧シリンダを排出ゲート毎に2本とのことですが、機能・耐久性に問題がないことを条件に事業者提案とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
196	I-206	4	4.12	4.12.1	上水受水槽	事業者は「角田市に将来整備する工業団地」及び「周辺地域」が使用する水量を送水できる能力を有する設備を設けるものとし、送水分（合計180m3/日）の使用料金の負担はないものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、180m ³ /日は、140m ³ /日の誤記です。（周辺地域での使用量は、80m ³ ではなく40m ³ です。）
197	I-206	4	4.12	4.12.1	上水受水槽	「角田市に将来整備する工業団地」及び「周辺地域」にて使用する時間当たりの最大水量をご教示ください。	前段について、工業団地の最大給水量は、100m ³ /日としています。（時間最大は考慮していません。） 後段について、周辺地域の時間最大給水量は、0.768(l/s)です。
198	I-206	4	4.12	4.12.1	上水受水槽	設置高さが標高+57m以上とありますが、設置場所を検討するに当たり、57mの設定はどのような考え方・条件提示なのでしょう。	周辺地域の最標高は+39.1mであり、安定給水に必要な動水圧15.0m以上となるよう損失水頭を考慮した結果、+57mと設定しました。
199	I-206	4	4.12	4.12.1	上水受水槽	上水受水槽は、将来整備する工業団利用分や周辺地域に要する給水源となりますが、それらへの給水配管の方向（建設予定地から見た）をご教示ください。	給水配管の方向は、提示できません。なお、上水受入水槽から角田市が整備する、上水受水槽から分岐点への送水を確実に実施してください。
200	I-206	4	4.12	4.12.1	上水受水槽	ポンプ室及び上水受水槽部の給電については、それぞれに引き込み線で給電すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	I-206 ～ I-207	4	4.12	4.12.1	上水受水槽	上水受水槽の付属品（自家用発電機等）一切を含めて、角田市殿で維持管理され则认为よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	I-206	4	4.12	4.12.1(6)	付属品	送水ポンプの送水対象に、「角田市に将来整備する工業団地」及び「周辺地域」は含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	I-207	4	4.12	4.12.1(9)	付属品	14)中央監視装置（角田市設置用）とは本装置は角田市殿が設置するものという理解でよろしいでしょうか。	中央監視装置は、角田市役所南前の上水道中央監視所内に設置している既供用している機器で、新たに設置するものではありません。
204	I-207	4	4.12	4.12.1(10)	特記事項	8)上水分岐点における標高は、GL+12.6mとのことですが、埋設深度をご教示ください。取合条件（バルブ止め等）もご教示ください。	埋設深度は、75cmです。なお、別紙4に示す分岐点は、追加別紙6のとおり変更します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
205	I -207	4	4. 12	4. 12. 1 (10) 6) 4. 12. 1 (10) 7)	特記事項	6) 自家用発電機（送水ポンプ用）、7) 自家用発電機（上水受水槽用）とあります。別紙4では電力会社からの給電が記載されていますので、当該自家用発電機は電力会社からの給電が途絶した場合に稼働させるものと理解してよろしいでしょうか。この場合、電力会社との電力契約は角田市さまと理解してよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、契約者は角田市です。
206	I -211	4	4. 13	4. 13. 1 (2) 2)	数量	汚水移送ポンプは水中ポンプであり且つ故障時の緊急性を要さないことから、1基設置し1基倉庫予備とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
207	I -211	4	4. 13	4. 13. 1 (3) 2)	数量	ろ過機は故障時の緊急性を要さないことから、1基設置し必要部品の予備品の納入とさせていただきます。	要求水準書に示すとおりとします。
208	I -217	4	4. 14	4. 14. 1 (1)	電源計画	5) 逆送電の最大値は、2, 400kW以下とする」とあります。送受電が2, 000kW以下の計画の場合、高圧受電となるかご教授ください。なる場合は、高圧での提案も認められる理解してよろしいでしょうか。	本事業では、特別高圧受電として計画してください。
209	I -217	4	4. 14	4. 14. 1 (1) 3)	電源計画	電力会社殿の電気供給工事はH26年度中と想定しますが、いつ完了するのかご教示ください。	平成28年10月以前の予定です。
210	I -218	4	4. 14	4. 14. 2 (4) 1)	高圧配電	交流三相3線式 30kVとありますが、6. 6kVとします。	提案を可とします。
211	I -218	4	4. 14	4. 14. 3	受配変電盤設備	変圧器の仕様が特高から低圧に直接降圧されてますが、電気設備技術基準上好ましくないと考えられます。特高30kVにて受電し、6. 6kVに降圧して高圧配電、高圧から負荷に応じた電圧に降圧する系統にするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	I -218	4	4. 14	4. 14. 3 (1)	構内引込用柱上開閉器	3) 定格 7. 2kV、300Aとありますが、屋外開閉所（30kV受電）を設け、建屋の高圧受電室に引込する場合に構内引込用柱上開閉器を設けると解釈すればよろしいでしょうか。 そのとき、地中埋設とする場合には、不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	I -218	4	4. 14	4. 14. 3 (1) 3)	構内引込用柱上開閉器	30kV受電であるため、定格7. 2kV（電圧が間違えかと思われます）の構内引込用柱上開閉器は不要と考えます。よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	I -218 I -219	4	4. 14	4. 14. 3 (4)	特別高圧変圧器	30kVから低圧に降圧する仕様となっていますが、タービン、非常用発電機及び高圧進相コンデンサを標準電圧である6. 6kVを採用する為に、30kV/6. 6kVの特別高圧変圧器を設け、それから低圧に降圧する変圧器を設ける配電系統で計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
215	I -222	4	4. 14	4. 14. 6 (3)	非常用発電機	ガスタービン形式とありますが、ライフサイクルコストを考慮した方式で事業者提案としてよろしいでしょうか。	協議によります。
216	I -226	4	4. 15	4. 15. 3 (2) 7) 4. 15. 3 (2) 8) 4. 15. 3 (2) 9)	風向、風速計 大気温度計 雨量計	数量が2基となっていますが、1基で提案してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
217	I -229	4	4. 15	4. 15. 6 (2)	計装空気圧縮機	雑用空気圧縮機と同じ仕様にして共有することとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
218	I -238	5	5. 2	5. 2. 8 (1)	特記事項	来場者が会議室を使用する場合、常駐職員の勤務時間内での利用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、地域内での集会の用に供する場合には、時間外も考えられます。
219	I -240	5	5. 3	5. 3. 1	施設模型	全ての施設を俯瞰できる、構成する設備を外観できるといった特記事項に記載されている機能を満足できれば、模型以外の方式で提案してもよろしいでしょうか。	施設模型を基本としますが、内容により協議します。
220	I -241	5	5. 3	5. 3. 3	来場者説明用パンフレット	年間の想定来場者人数内訳（大人：〇〇人/年、小学生：〇〇人/年）をご提示ください。	No. 111に示すとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
221	別紙2				地質断面図	図内に貼られている各ボーリング柱状図のN値グラフ図の目盛（N値）が前頁のボーリング柱状図の表示と相違があります（10づつずれている）。前頁のボーリング柱状図が正であると思われますが、ご確認のうえ修正願います。	前頁のボーリング柱状図を正としてください。 なお、別紙1の各ボーリング柱状図のN値グラフ図については、追加別紙7のとおり修正します。
222	別紙4				②設備概要図	概略工事費の中に「中央監視装置改造費 一式」とありますが、どのような工事なのでしょうか。設備概要図でも読み取れませんのでご教示願います。また、「ポンプ槽、ポンプ室、築造工事 R C構造 一式」とありますが、ポンプ室の構造については、事業者提案としても宜しいのでしょうか。	中央監視装置改造費の工事概要は下記とおりです。 ①角田市上水道中央監視所内に設置してある中央監視装置の設備画面作成改造一式。 ②テレメーター装置親局を角田市上水道中央監視所内に設置してあるインターフェイス盤への組み込み改造一式。 ③角田市上水道中央監視所内に設置してある中央監視装置の改造後試験調整一式です。 また、送水ポンプ施設は、要求水準書ではRC建屋内に地下水槽、電気設備、自家発電設備を収納する事としていましたが、建屋については設けず下記の構造として下さい。 ①地下水槽については、強固で浸入水が入らないもの。 ②電気設備、発電設備は屋外自立型等で対侯性に優れたもの。 ③上記設備には、第3者が立ち入らないよう柵を設置すること。 なお、この土地は、角田市の道路用地なので、設備設置工事に関しては管理者の占用許可を得てください。
223	別紙4				②設備概要図	ポンプ室及び上水受水槽部の給電についてですが、設備概要図に示されている給電は、ポンプ室に自家発電設備と外部からの給電、上水受水槽部には外部からの給電が記載されています。各々に給電されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	別紙4				②設備概要図	設備概要図は、設備フロー等の参考で、仕様書に記載の機器・付属品とその条件を満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、使用する機器等は、承諾を得てください。
225	別紙4				②設備概要図	概略工事の中に送水管DIP（L＝1100）の項目が見当たりませんが何故でしょうか。	②設備概要図の表中では、装置類を主に整理したことによります。なお、送水管DIP（L＝1100）の工事費も事業費に含みます。
226	別紙4				②設備概要図	送水ポンプ側、上水受水槽側の両方に100、200Vの記載がありますが、これは電力会社からの電気をつなぐという意味でしょうか。仮にそうである場合、その契約交渉・行為は角田市という理解（維持管理が角田市なので必然的にそうなりますが）でよろしいでしょうか。	電力会社からの受電になり、申請者は、角田市となります。事業者は、設備の築造から引渡しまでの契約交渉行為等の調整を実施してください。
227	別紙4				②設備概要図	ポンプ設置位置周辺はどのあたりまで組合殿の土地（工事に使ってよい場所はどの範囲）となりますかご教示ください。また、この周辺のCADデータを下さい。	前段については、追加別紙8に示すとおりです。 後段について、周辺のCADデータは、ありません。 なお、この土地は、角田市の道路用地なので、設備設置工事に関しては管理者の占用許可を得てください。
228	別紙4				②設備概要図	中央監視装置改造費とありますが、維持管理が角田市とのことより、角田市殿が設置予定の配水池の中央監視装置を意味するものとの理解でよろしいでしょうか。また、信号が「中央へ」とありますが、角田市殿設置の中央監視装置への理解でよろしいでしょうか。	配水池とは今回設置する受水槽です。周辺施設等への給水を行なう施設として呼び名を配水池として位置づけしています。中央監視装置は角田市役所南前の上水道中央監視所内に設置している既供用している機器で、新たに設置するものではありません。施設整備に伴い新たなデーター管理を行なう必要があります。この為、上記機器の改造は事業者が行なうものです。
229	別紙8				ごみ質検査について	p30、角田衛生センター、平成22年度の分析結果について、5月18日、2月1日のごみ種類組成の合計値が100%になりません。正しい結果をご教示ください。	追加別紙9に示すとおりです。

■要求水準書【第Ⅱ編 運営・維持管理業務編】に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
230	Ⅱ-3	1	1. 3	1. 3. 5	生活環境影響調査書の遵守	生活環境影響調査の支援とは、具体的にどのような業務を想定すればよろしいでしょうか。	No. 57に示すとおりです。
231	Ⅱ-3	1	1. 3	1. 3. 5	生活環境影響調査書の遵守	「（仮称）仙南クリーンセンター整備に係る生活環境影響調査書」を閲覧・貸与願います。	No. 58に示すとおりです。
232	Ⅱ-3	1	1. 3	1. 3. 6	一般廃棄物処理実施計画の遵守	「一般廃棄物処理実施計画」とありますが、当該書類の最新版のものをご提示ください。	追加別紙１０に示します。
233	Ⅱ-7	1	1. 4	1. 4. 3(3)	契約金額の変更	「前記した（１）、（２）の場合、契約金額の増額等の手続きを行わない。」とありますが、貴組合から提示された条件又は情報の不備又は貴組合の指示等、貴組合の帰責事由に基づく事由の場合は契約金額は変更されるものと理解してよろしいでしょうか。	協議によります。
234	Ⅱ-8	1	1. 3	1. 4. 4(2)6)	本業務の引き継ぎに関する条件	「炉稼働を伴う運転指導期間」とは、被指導者が24時間交代勤務で施設運転指導を受ける期間〔4)の実施研修を想定〕であり、炉は稼働していても日中のみの指導となる期間〔4)の現場研修を想定〕は、運転指導者の24時間常駐は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	Ⅱ-11	3	3. 1	3. 1. 2(4)	有資格者の配置	「事業者は、需要設備、発電設備の設計施工を監督するため、設計の必要な段階からボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者をSPCに配置する。」とありますが、本事業はDBO方式のため建設期間中のこれらの設置者は、本施設の所有者である貴組合若しくは占有者となり得る建設工事請負事業者と思料します（本事業はDBO方式のためSPCは建設関係契約の当事者ではないため）。また、先行の同DBO型案件においても、経済産業省への確認で建設期間中のこれらの技術者の配置は建設工事請負事業者若しくは発注者様、運営開始後よりSPCとの指示を確認しております。従いまして、本事業におきましても、建設期間中のこれらの技術者の配置は建設工事請負事業者又は貴組合として頂けないでしょうか。	建設工事請負事業者に配置することとします。
236	Ⅱ-13	3	3. 2	3. 2. 4(2)	案内・指示	別紙6で搬入台数の月変動はわかりますが、搬入車が特に増える時期・期間（例えば、お盆前後の○日間、年末の○日間等）についてご教示ください。	追加別紙１１に、8月及び12月の搬入車両データを示します。
237	Ⅱ-13	3	3. 2	3. 2. 4(2)	案内・指示	「搬入車両の多い時期は誘導員を増員する」とあります。別紙6の月別搬入台数実勢及び別紙7搬入量実績に加えて日毎又は時間当たりの最大搬入台数等の実績値をご教示下さい。	No. 236に示すとおりです。
238	Ⅱ-13	3	3. 2	3. 2. 5	料金徴収	現時点で想定している一日あたりの料金徴収額と徴収対象車両台数をお示しください。	追加別紙１を参考にしてください。
239	Ⅱ-14	3	3. 2	3. 2. 6	受付時間	委託収集車、許可収集車は1日何回収集ですか。	把握しておりません。
240	Ⅱ-14	3	3. 2	3. 2. 6(2)	受付時間	貴組合のご指示により受付時間外業務が発生した場合は、別途費用請求させていただけると理解してよろしいでしょうか。	事業範囲に含みますので、別途費用の支払はありません。
241	Ⅱ-15	3	3. 3	3. 3. 4	安定稼働試験	90日以上安定稼働試験を実施するようになっていますが、本試験中は組合様より安定的にごみが搬入され、十分なごみ量がある前提で試験を実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、掘り起こしごみの搬入については、事業者の協力も必要となります。
242	Ⅱ-16	3	3. 3	3. 3. 6(7)	搬入管理	貴組合が実施されるプラットフォーム内での搬入検査について頻度（○回/月等）、検査1回当たりの所要時間、検査1回当たりの必要助成人数をご教示ください。	頻度は、年1回以上を基本とし随時とします。また、必要助成人数は、3名程度とし所要時間は、特に指定しません。
243	Ⅱ-16	3	3. 3	3. 3. 6(7)	搬入管理	貴組合が搬入車に対して行うプラットフォームでの搬入検査の頻度は、月1回程度の頻度と考えてよろしいでしょうか。	No. 242に示すとおりです。
244	Ⅱ-17	3	3. 3	3. 3. 9	搬出物の保管及び積込	仙南最終処分場へ搬出できない連続した日数は、年末年始の4日間と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
245	Ⅱ-17	3	3.3	3.3.9(1)	搬出物の保管及び積込	資源物（不燃物、スラグ、金属類、非金属類）とありますが、資源物として取り扱われる非金属類とは、どのようなものを想定されているのでしょうか。ご教示下さい。また、それは単独で有価物として資源化できるものとの定義でよろしいでしょうか。	処理方式によりますがアルミ類を想定しております。また、それらは、事業者の責任において、単独で有価物として資源化できるものとし ます。
246	Ⅱ-17	3	3.3	3.3.9(1)	搬出物の保管及び積込	事業者は、熱回収施設から排出される最終処分物、資源物、不適物等を、組合が本施設から搬出する際の積み込み作業を行うとありますが、資源物（スラグ、金属類、非金属類）の資源化は、事業者の業務範囲となるため、組合が本施設から搬出するものは、最終処分物、不適物等との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	Ⅱ-17	3	3.3	3.3.10(1)	搬出物の性状分析	放射性物質の測定頻度は、貴組合から特段のご指示があるまでは、月1回と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	Ⅱ-17	3	3.3	3.3.10(1)	搬出物の性状分析	「事業者は、熱回収施設から・・・資源物（不燃物、スラグ、金属類、非金属類）・・・」とありますが、資源物中に記述のある「不燃物」は誤記との理解でよろしいでしょうか。前項、3.3.9搬出物の保管及び積込の記述内容も含めて、確認をお願いいたします。	前段については、誤記につき修正します。 また、後段については、3.3.9搬出物の保管及び積込の内容に、不燃物が含まれません。
249	Ⅱ-17	3	3.3	3.3.11	搬出管理	乾電池については、搬入車運転手が荷下ろしから所定のドラム缶への投入まで実施していただけるものと理解してよろしいでしょうか。 事業者にて荷下ろし等の業務を実施する必要がある場合は、乾電池の搬入時の荷姿（バラ、袋入り等）、日平均搬入量、日平均搬入台数及び搬出頻度（〇回/年等）をご教示ください。	荷下ろしの業務は、搬入車運転手が実施するものとします。
250	Ⅱ-17	3	3.3	3.3.11	搬出管理	乾電池ストックヤードからの搬出頻度はどの程度でしょうか。	年1回です。
251	Ⅱ-19	3	3.4	3.4.1	備品・什器・物品・用役の調達	調達した備品等は貴組合の所有物となるのですが、パソコン・コピー機等はリース品とさせていただきますてもよろしいでしょうか。	リース品の使用は、不可とします。
252	Ⅱ-20	3	3.4	3.4.6(2)	補修・更新の実施	「法令改正や不可抗力によるものは、事業者による補修・更新の対象外とする」とありますが、搬入される処理対象物が計画ごみ質の範囲から逸脱することにより要求水準書に記載の基本性能を達成できない場合に設備を補修・更新をする際の費用についても発注者の負担としていただけますでしょうか。	協議によります。
253	Ⅱ-22	3	3.4	3.4.10(1)	長寿命化計画の作成及び実施	長寿命化計画の作成・提出の時期は、いつでしょうか。ご教示下さい。	本施設の竣工前を予定しております。
254	Ⅱ-25	3	3.7	3.7.1	来場者対応	来場者人数は、Ⅰ篇50ページで150名以上されています。年間の来場頻度や人数はどの程度と想定されていますでしょうか。	No.111に示すとおりです。
255	Ⅱ-25	3	3.7	3.7.1(3)	来場者対応	組合地域内の見学受入が必要な小学校の数及び小学生の人数をご教示下さい。また、小学生の見学も含め、見学受入が必要な団体の一回当たりの最大見学受入人数をご教示下さい。	前段は追加別紙1に示とおりです。 後段の一回当たりの最大見学受入人数については、150名程度となります。
256	Ⅱ-25	3	3.7	3.7.1(3) 3.7.1(4)	来場者対応	組合が前もって事業者に周知するとあります。見学の受付は貴組合にて行われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	Ⅱ-25	3	3.7	3.7.1(4)	来場者対応	「来場者対応の実施は、組合が前もって指示する日時に実施する」とありますが、対応実施まで合理的な期間内に事業者に日時及び詳細についてご連絡をくださると理解してよろしいでしょうか。 なお、本施設への見学者の予約にあたっては、受託者の運営計画等を確認し、影響のない範囲で行われるものであると理解しております。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、受託者の運営計画に配慮し、協力をお願いするものとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
258	Ⅱ-25	3	3.7	3.7.2(5)	清掃	防災調整池の排水路（計画予定地外）についても定期的に点検を行い、清掃や補修等、必要な維持管理を実施するとありますが、計画予定地外の維持管理については自治体の関係管理部署が管理されるものであり事業者の管理範囲外と考えます。基本的に事業者範囲外とさせていただきます。また、何か特別な条件等により事業者が計画予定地外で管理する必要があるものがある場合は、その内容をご提示ください。	追加別紙4に示す排水池までについては、事業者範囲とします。
259	Ⅱ-26	3	3.7	3.7.6(2)	警備・防犯	文章に欠落部があります。欠落部をご提示ください。	当該文書を、「（中略）、 <u>管理棟</u> を運営する事業者と調整し決定する。（以下、省略）」に修正します。
260	Ⅱ-27	3	3.7	3.7.8(4)	住民対応	「熱回収施設、管理棟の運営に関して、住民等から意見等を得た場合は、速やかに組合に報告し協議する。また、協議の結果により、必要な措置を講じる」とありますが、この場合の費用負担についての記述がありません。 住民等からの意見等に基づいて実施する措置が、要求水準書の範囲外であれば、当該費用負担は貴組合との理解でよろしいでしょうか。	協議によります。
261	Ⅱ-27	3	3.7	3.7.9(4)	公害防止測定の分析	空間線量の測定頻度は、貴組合から特段のご指示があるまでは、月1回4箇所（東西南北）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	別紙6				既存施設における搬入台数実績	8月の搬入台数が一番多いように見受けられますが、何か理由がありましたらご教示ください。	原因の特定はしておりません。
263	別紙7				既存施設における搬入量実績	本施設での処理対象物の大半を占める可燃ごみの月変動係数は、別紙7を参考に算出してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書【第Ⅲ編 仙南最終処分場の延命化業務編】に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
264	Ⅲ-1	1	1. 1	1. 1. 5	業務期間	第3区画の一時閉鎖設計・工事が平成29年3月25日までに完了、第2区画の延命化業務は平成29年4月から開始となっています。平成29年3月26日から3月31日までの埋立についてはどのようにお考えかご教示ください。	事業者が実施するものとします。なお、当該費用は、前処理設備にかかる設計・建設費の中に含めてください。
265	Ⅲ-1	1	1. 1	1. 1. 5(1)	最終処分場延命化計画の策定業務	業務期間が、「平成26年1月から平成27年3月まで」となっておりますが、Ⅲ - 14の3. 仙南最終処分場延命化計画の策定では、「契約締結後から平成29年3月までに実施する」とあります。どちらが正と考えればよろしいでしょうか。	「契約締結後から平成29年3月までに実施する」を正とします。
266	Ⅲ-3	1	1. 2	(2)	覆蓋施設の設計・建設業務及び第3区画の一時閉鎖設計・工事	事業者が実施する、平成26年4月から平成29年3月までの埋立作業における埋立量は、P. Ⅲ - 12表2 - 7における平成23年度実績と同等と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、平成23年度実績の他、沿岸部から搬入される焼却飛灰（8,000m3）を見込んでください。
267	Ⅲ-4	1	1. 2	(4)	仙南最終処分場の延命化業務	掘り起こしごみの（仮称）仙南クリーンセンターまでの運搬、同施設からの溶融飛灰の運搬は事業者が実施するとされていますが、P. Ⅲ-13 2. 7及び入札説明書P. 3では、仙南最終処分場からの搬出及び埋立対象物の搬入に関わる業務は組合が実施する、とされています。後者が正と理解してよろしいでしょうか。	No. 2に示すとおりです。
268	Ⅲ-4	1	1. 2	(6)	その他関連業務	仙南最終処分場の延命化事業にあたって、廃棄物処理施設の変更設置届出が必要となる場合は、貴組合が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、書類作成等の支援は、事業者の業務範囲とします。
269	Ⅲ-6	1	1. 3	1. 3. 9(1)	各種性能試験	仙南最終処分場における各公害防止基準値をご教示ください。	関係法令に定める基準以外の公害防止基準値は、ありません。
270	Ⅲ-7	1	1. 4	1. 4. 1(2) 2)	完成図書	提出部数は各3部とありますが、⑥工事保証書（正：1部、写1部）とあります。工事保証書については、正・写各1部の合計2部と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	Ⅲ-10	1	1. 4	1. 4. 7(1) 4)	機器及び施設の性能に関する条件	具体的にどのような検査を行われるのかご提示ください。	検査内容、方法及び判断基準等については、検査要領書を作成する中で整理します。
272	Ⅲ-11	2	2. 1		仙南最終処分場の残余容量	宮城県沿岸部より搬入される焼却灰とありますが、これはP. Ⅲ - 12表2 - 7に記載のものは別に搬入されるのでしょうか。搬入されるのであればその量、性状についてご教示ください。	前段については、別に搬入されるものになります。また、その量は8,000m3の予定であり、大型土嚢に飛灰が入った状態です。
273	Ⅲ-11	2	2. 2	(3)	掘り起こし量（計画値）	遮水シート上部の保護層とありますが、保護層の厚みをご教示ください。	50cmになります。なお、遮水シート及び漏水検知システムを事業者が破損した場合は、事業者の責任において補償してください。
274	Ⅲ-11	2	2. 2	(3) 1)	特記事項	ご提示頂いた区画堤と平面形状が異なっているため、第2区画の掘り起こし後の最終断面形状についてご教授ください。	追加別紙1 2をご参照ください。
275	Ⅲ-11	2	2. 2	(3) 1)	特記事項	第2区画の埋設廃棄物量74,269m3の埋立範囲を縦断面図に図示願います。第1区画の上に嵩上げた部分は第2区画ではないと判断してよろしいでしょうか。	前段は、追加別紙1 2に示すとおりです。後段は、嵩上げた部分も第2区画に含みます。
276	Ⅲ-11	2	2. 2	(3) 1)	特記事項	第2区画の埋設廃棄物量を全量処理とあるが、その出来高管理にあたっては廃棄物量（重量）を本施設の計量器にて計量するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、仙南最終処分場においても計量を実施してください。
277	Ⅲ-11	2	2. 2	(3) 1)	特記事項	第2区画の埋設廃棄物量を全量処理とありますが、ここでの処理とは、本施設での焼却・溶融処理と考えてよろしいでしょうか。	ここでの処理は、仙南最終処分場における前処理を指します。よって、それ以降の処理内容は、事業者が策定する仙南最終処分場の延命化計画の内容によります。
278	Ⅲ-11	2	2. 2	(3) 1)	特記事項	第2区画内の埋設廃棄物を全量処理すること、とあります。全量とは、第2区画の埋設廃棄物量74,269m3（実測値）から覆土分（約1 2％）を差し引いた量と理解してよろしいでしょうか。	全量については、ご理解のとおりですが、処理については、No. 277に示すとおりです。
279	Ⅲ-11	2	2. 3	(2)	埋立量（計画値）	掘り起こしごみ中の前処理残渣量を記載するようになっています。掘り起こしごみの大まかな粒度分布をご提示いただけませんか。また、埋立物の最大寸法（概略）は分かりませんか。	埋立物の粒度分布及び最大寸法は、お示しできません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
280	Ⅲ-11	2	2.4		掘り起しごみ質 別紙13	別紙13掘り起しごみ質の分析結果 サンプリング地点No.2について、低層の分析結果がありません。低層の測定データをご提示ください。	No.2の底層は、遮水シートへの影響を考慮し、サンプリングを実施しておりません。
281	Ⅲ-11	2	2.4		掘り起しごみ質	別紙12の現況写真によれば第3区画には大型土嚢（フレコンバッグ）が埋め立てられています。掘り起し対象となる第2区画にも大型土嚢が埋め立てられているのでしょうか。	土嚢はありません。
282	Ⅲ-11	2	2.5	(1)	電気	契約設備電力230kw、契約電力42kwの内、本事業において使用できる電力及び契約種別（電圧等）についてご教示ください。	現在の条件で使用できる電力は、188kWですが、契約電力の変更申し込みが必要です。なお、契約種別は、高圧電力S（6kV）です。
283	Ⅲ-11	2	2.5	(1)	電気	「なお、…、事業者負担にて補完すること」とありますが、条件の変更がない場合、電気料金は貴組合の負担と考えてよろしいでしょうか。	条件の変更がない場合であっても、電気料金は、使用量により事業者と按分することとします。また、基本料金の変更により増加する費用及び受電盤等の改造にかかる費用は、事業者の負担になります。
284	Ⅲ-11	2	2.5	(1)	電気	現況の契約設備電力230kW、契約電力42kWとありますが、契約電力42kWの負荷率はどの程度かご教示ください。また、この条件を変更する必要がある場合は事業者負担にて補完することとありますが、電気料金の変更による差額分を負担するとの理解でよろしいでしょうか。それとも事業者が電力会社と単独で契約できるものという前提でよろしいでしょうか。	前段について、負荷率は、概ね100%です。後段については、ご理解のとおりです。なお、事業者が電力会社と単独で契約することは想定しておりません。
285	Ⅲ-11	2	2.5	(2)	用水	150L未満の給水は提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。また、施設内貯水槽から使用を計画することと理解しますが、その仕様や図面等をご提示願います。	ご理解のとおりです。なお、(2)の事業者が準備する用水の範囲は、「施設内貯水槽1,500ℓ以上の給水」に修正します。また、施設内貯水槽の仕様や図面については、追加別紙13のとおりです。
286	Ⅲ-11	2	2.5	(2)	用水	①地下水を飲用水として使用されているのでしょうか。 ②施設内貯水槽への給水は井戸水でしょうか。 ③150L以上の給水には既設井戸水を使用できるのでしょうか。 ④井戸水を使用できる場合、事業者の費用負担は不要でしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③1,500ℓの範囲内において利用可とします。 ④ご理解のとおりです。 なお、(2)の事業者が準備する用水の範囲は、「施設内貯水槽1,500ℓ以上の給水」に修正します。
287	Ⅲ-11	2	2.5	(2)	用水	末尾に「ガス灯油とする」とありますが、これは「(3)ガス 灯油とする」とし、以降(3)電話、(4)生活排水はそれぞれ(4)電話、(5)生活排水と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
288	Ⅲ-11	2	2.5	(4)	生活排水	①現在と同様に施設内処理としてよろしいでしょうか。 ②その際、処理水槽までのポンプアップを本工事でを行い、処理費用は不要と考えてよろしいでしょうか。 ③し尿の汲み取りは事業者負担で実施するという考えでよろしいでしょうか。	①施設内処理とします。 ②ご理解のとおりです。 ③ご理解のとおりです。
289	Ⅲ-12 別紙8	2	2.6		表2-7 ごみ質	別紙8ごみ質検査結果によると三成分の不燃分(灰分)の年度平均は5.0%～6.3%となっています。一方、別紙7搬入量実績では平成23年度47,462トﾝ、表2-7最終処分場の埋立実績における焼却施設残渣では平成23年度6328.74トﾝですので、不燃分(灰分)の割合が上記ごみ質検査結果とは乖離しているようですが、どのように考えたらよろしいでしょうか。	No.103に示すとおりです。
290	Ⅲ-13	2	2.9		管理事務所の設置	最終処分場の敷地境界、管理事務所の設置可能位置・範囲を明示ください。	前段及び後段については、追加別紙14に示すとおりです。
291	Ⅲ-15	4	4.3	(4)	設計の基本条件	「周辺地域からの受入分」とありますが、別紙18に記載されている大萩山流入水と理解してよろしいでしょうか。再利用計画の参考としますので、具体的にどのようなところから発生する水かご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、埋立を終了した旧一般廃棄物安定型最終処分場より発生する流入水（主に表層水）です。
292	Ⅲ-16	4	4.4	(11)	建設の基本条件	仮囲い及び出入り口ゲートは不要と考えますが、よろしいでしょうか。	第3区画への搬入車両と覆蓋施設の工事範囲を区分することを前提に、事業者提案とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
293	Ⅲ-17	4	4.6		第3区画の一時閉鎖設計・工事	計画検討にあたり、平成26年4月時点での第3区画での埋立状況予想イメージ図をご提示してください。	要求水準書に示す平成28年2月時点での残余容量及び事業者が計画する埋立計画により想定してください。
294	Ⅲ-17	4	4.6	(4)	第3区画の一時閉鎖設計・工事	第3区画の一時閉鎖にあたって埋立完了形状（埋立完了高）を図示等でご教授ください。また、その際、第3区画には最終覆土の施工は不要と考えてよいか、ご教示ください。	追加別紙15に示すとおりとしますが、第2区画の掘り起こしに影響がない範囲で一時閉鎖してください。なお、覆土を施工してください。
295	Ⅲ-17	4	4.6	(4)	第3区画の一時閉鎖設計・工事	「埋立最上部面には、第2区画からの埋設廃棄物をフラットに埋め立て、一時閉鎖する。」、そして、Ⅲ-11には「第2区画内の埋設廃棄物を全量処理」とあります。平成29年3月までに第3区画の一時閉鎖工事を完了させ、その後、第2区画から移動させた埋設廃棄物も処理するという理解でよろしいでしょうか。	一時閉鎖にかかり、第2区画から第3区画へ移動させた埋立廃棄物を除く、第2区画内の埋設廃棄物を全量処理してください。 なお、全量及び処理の内容は、No.277、278に示すとおりです。
296	Ⅲ-22	6	6.4	(1)	作業記録の作成	作業データのうち、掘起し量、埋立量の重量計測は、本施設の計量器で行うとの理解でよろしいでしょうか。	本施設及び仙南最終処分場の計量機にて計量してください。
297	Ⅲ-24	6	6.10	6.10.1(2)	埋立作業	覆土の施工を義務付けされてりますが、中間覆土も飛散防止の観点から必要との理解でよろしいでしょうか。	即日覆土を施し、関係法令等を遵守し中間覆土を施工してください。
298	Ⅲ-28	8	8.3	(2)	警備・防犯	警備・防犯は既存施設は、含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	作業を実施する、第2区画の内外は、警備・防犯の範囲とします。
299	Ⅲ-29	8	8.6	(2)	浸出水の運搬業務	水処理施設（第1受水槽）の容量、構造等がわかる図面をご提示ください。引き抜きを可能とするため、必要な設備(配管、バキュームホース等)のみで可能な構造、つまり水槽の改造工事は必要にないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、追加別紙16に示すとおりです。 後段については、ご理解のとおりですが、第1水槽（追加別紙16における調整槽1）の引き抜き配管とバルブの整備調整が必要になる可能性があり、その費用については事業者の負担となります。
300	Ⅲ-29	8	8.6	(2)	浸出水の運搬業務	組合が現在所有している車両の買取を可とするがありますが、車両の仕様や使用状況（走行距離等）、見積金額をご提示ください。	車両の仕様は、10tバキューム車（L:972cm、W:249cm、H:280cm）、使用状況（走行距離）は、約73万km(H25.5末現在)、見積金額は、平成29年3月末に提示します。
301	別紙19				焼却灰の放射性物質濃度	別紙19を見ますと、平成24年4月～6月頃にピークがありますが、この時期、通常と異なるごみを処理されたのでしょうか。理由がありましたらお教えください。	前段については、通常どおりのごみを処理しております。後段については、当該時期が、庭の手入れ等により発生するごみが多くなるためと推察されます。

■落札者決定基準に関する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
302	6	V	3	1. ②	本事業の実施体制	企業構成に県内本社の企業が含まれる場合は加 点の対象となるのでしょうか。	1. ②での評価対象ではないと考えています。1. ③では、組合の構成市町内を本店所在地とする 企業が、評価を得られると考えていますが、そ れ以外の企業の評価については、委員会での審 査によります。
303	8	V	3	2. ⑧イ 2. ⑧ウ 2. ⑧エ 3. ①ア	入札価格以外 の審査項目、 審査のポイン ト及び配点	「基準ごみ（前処理後）」についての提案を行 う様記載されていますが、これは前処理した掘 り起しごみを混合した合わせごみの基準ごみ質 （＝設計ごみ質の基準ごみ質）と理解してよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	8	V	3	3. ①オ	入札価格以外 の審査項目、 審査のポイン ト及び配点	仙南最終処分場の延命化に関する提案として、 「オ 来場者に対し実施する環境啓発」とあり ます。 来場者についての情報として以下をご教示くだ さい。 ○対象 （どのような来場者を想定されているか） ○人数 （1回あたり最大○人、年間○人）	次のとおりとします。 ○対象 行政視察者、住民団体 ○人数 1 回あたり最大40人、年間500人程度

■様式集に関する質問への回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
305	第3号				構成員	構成員の役割について、本施設の運営及び最終処分場の延命化を複数で行う場合の「運営企業」の表記は、分類して行う必要がありますでしょうか。	必須事項ではありませんが、提出時点で確定している場合は可能な範囲で記載してください。
306	第6号				委任状（復代理人）	復代理人が、民間事業者の営業担当者等の一般社員である場合は、復代理人の「代表者」項目は、「氏名」などに書き換えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
307	第7号				共同企業体の出資比率	共同企業体の出資比率についての条件がありましたらお示してください（代表企業が最大出資会社という条件以外）。	様式第7号に記載する出資比率は、工事实績を共同企業体での受注実績を用いる場合の当該共同企業体への出資比率です。 なお、共同企業体への出資比率20%以上を実績として認めます。
308	第7号 [1/6]				入札参加確認申請書 納税証明書	納税証明書について、「法人税・消費税」については「未納納税のうち証明書（その3の3）」、「法人事業税」及び「法人市民税」については「滞納のないことの証明書」等によろしいでしょうか。また、添付については原本が必要でしょうか。なお、本質問は入札参加資格申請に関するものですので、質問回答の期限に拘らず、可能な限り迅速なご回答をよろしくお願いいたします。	ご理解のとおりです。原本を提出してください。
309	第7号 [1/6]				入札参加資格確認申請書	「1 会社概要」は、会社パンフレット等を添付することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	第7号 [1/6]				入札参加確認申請書	「記」以下に記載されている項目には、入札説明書 IV 3（4）に記載されていない項目がありますが、これらは「⑦その他入札参加者の資格を証する書類の写し」に該当するものと理解してよろしいでしょうか。 なお、本質問は入札参加資格申請に関するものですので、可能な限り迅速なご回答をよろしくお願いいたします。	ご理解のとおりです。
311	第7号 [2/6] [4/6] [6/6]				類似施設の設計実績調書（プラント） 類似施設の建設実績調書（プラント） 類似施設の運転管理実績調書	「契約金額」や添付する工事等実績を証明する書類（発注証明又は契約書の写し等）に記載されている金額は、各契約上の守秘義務の対象となっている場合があります。この様な場合は、契約金額の箇所は空白で提出してもかまわないものと理解してよろしいでしょうか。 なお、本質問は入札参加資格申請に関するものですので、可能な限り迅速なご回答をよろしくお願いいたします。	金額については、ご理解のとおりです。ただし、その場合は、守秘義務の対象となっていることが判断できる書類を提出してください。
312	第7号 [6/6]				類似施設の運転管理実績調書	「工期」とありますが、これは「運営期間」と理解してよろしいでしょうか。 なお、本質問は入札参加資格申請に関するものですので、可能な限り迅速なご回答をよろしくお願いいたします。	運転管理を行った期間（添付資料により証明できる期間）を記載してください。
313	第10号				入札書	代表企業代表者または復代理人が入札を行う場合は、（受任者）の項目は削除してもよろしいでしょうか。	代表企業代表者または様式第6号による復代理人が入札を行う場合は、ご理解のとおりです。様式第11号による復代理人（または復復代理人）が入札を行う場合は、受任者欄に記載してください。
314	第10号				入札書	「（入札者） 代表企業代表者又は復代理人」とありますが、支店などに委任していない場合は、代表企業の代表者を記入するものと理解してよろしいでしょうか。また、「（受任者）」とありますが、委任状の受任者を記入するものと理解してよろしいでしょうか。	ここでの復代理人は、様式第6号による復代理人を想定しています。様式第6号を提出していない場合は、代表企業の代表者（または支店長等）を想定しています。また、様式第11号による復代理人（または復復代理人）が入札を行う場合は、受任者欄に記載してください。
315	第12号				設計・建設費用内訳書	単位が「千円」となっておりますが、様式16号-4と同じく、「千円」未満は切り捨てるものと理解してよろしいでしょうか。	様式16号-4については表記上のルールとして、「千円未満切捨て」としていますが端数の存在を否定するものではありません。様式第12号においては、必要であれば円単位での提案を認めます。
316	第12号				設計・建設費用内訳書 物価上昇	下欄外に「施設の供用開始前の物価上昇に起因するリスクは事業者負担であるため、平成25年度価格（消費税及び地方消費税を除く。）に対し必要な物価上昇分を見込んだ額を記入すること。」とありますが、事業者は物価上昇のコントロールは不可能です。事業者のリスクは工事請負仮契約書(案) 第25条に定められた範囲内と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。この記載は削除します。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
317	第12号				設計・建設費用内訳書	各年度ごとの合計金額は、入札説明書18ページ6(1)でご提示の支払限度額の割合に合わせる必要があるでしょうか。それとも事業者の工事計画に沿った任意の金額を記載してもよろしいでしょうか。	平成25年度、26年度、27年度の限度額については、入札説明書に示した割合以内で作成してください。平成28年度については、入札説明書に示した割合を超えても構いません。なお、工事計画も支払いに合わせて作成してください。
318	第12号				設計・建設費用内訳書	各工事費について設計費の項目がありますが、設計と建設を同一企業が行う場合には区分けが困難な為、本工事費に一括して費用を記載してもよろしいでしょうか。	様式集のとおり記載してください。
319	第13号～第16号					様式第14-2号・第14-5号等、様式外の資料の添付をご指定の項目がありますが、それ以外の項目についても、提案内容を補うために必要な場合は、資料を添付してもよろしいでしょうか。	特段の指定が無い限り、追加的な資料の添付は認めません。
320	第13号～第16号					様式第14-2号・第14-5号等、様式外の資料について、下記のいずれの方法で添付すればよろしいでしょうか。 ①各様式の直後に挿入 ②提案書の末尾（様式第16-4号の後ろ）に「添付資料」としてまとめて挿入	①とします。なお、A 3 図面はZ 折してください。
321	第13-3号	(3)	①		仙南地域への貢献	各種企業への発注予定額、資材調達等の内訳の表に「企業名」とあります。該当企業が構成員でない場合は企業名を記載してもよいとの理解でしょうか。	No. 23に示すとおりです。
322	第13-3号	(3)	①		仙南地域への貢献	各種企業への発注予定額、資材調達等の内訳の表に「備考（関心表明の有無等）」とあります。関心表明書を取得している場合は、指定枚数に含めず、添付するという理解でしょうか。	当該様式では別添を認めていません。
323	第13-3号	(3)	①		仙南地域への貢献	「①本事業の実施おける、仙南地域の各種企業への発注予定額、・・・」とありますが、ここでいう仙南地域（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町をいう。）の各種企業とは、構成市町内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者であり、資機材等の調達、納品等においても同様に本地域に本店を有する者との定義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、それ以外の企業の評価については、委員会での審査によります。
324	第14-2号	(2)	②		添付図面	提案書に、設計図書の配置図・動線計画図（5.3haの敷地全域を含める）を添付してください、とあります。入札説明書P-12に記載されている「全体配置図（熱回収施設）」、「動線計画図（熱回収施設）」を様式第14-2号の最後に添付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、提案内容を説明する吹き出し等の使用は、禁止とします。
325	第14-2号	(2)	③		添付図面	提案書に、設計図書の熱回収施設の機器配置図を添付してください、とあります。入札説明書P-12に記載されている「各階機器配置平面図（熱回収施設）」を様式第14-2号の最後に添付するという理解でよろしいでしょうか。	No.324に示すとおりです。
326	第14-3号	(3)	③		運営実績	最終処分場の埋設廃棄物を処理対象とした、提案方式における運営実績を記述することとなっています。当該運営実績の要件はありますでしょうか。 ①1年以上の運営実績、②設計・建設中のもので運営実績がないものは含めない等。	特にありません。
327	第14-6号	(6)			別紙①②	様式第14-6号別紙①②は、様式第14-6号の最後に添付することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	第14-6号	(6)			別紙①②	様式第14-6号別紙①②に記載する金額の単位は「千円」でよろしいでしょうか。 またこの様な理解でよろしい場合、様式16号-4と同じく、「千円」未満は切り捨てるものと理解してよろしいでしょうか。	様式16号-4については表記上のルールとして、「千円未満切捨て」としていますが端数の存在を否定するものではありません。様式第14-6号別紙①②についても同様のルールで作成してください。
329	第14-8号	(8)	③		発電量の最大化に向けた工夫	2炉運転の運転日数を増加させるために、ごみピットが満杯になってから2炉運転を行い、ごみ量が少なくなったら全炉休止するような運転計画は提案可能でしょうか。	提案を可としますが、安定稼動に支障のなきようにしてください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
330	第14-10号				(仮称) 仙南クリーンセンターの運営費用内訳書	「平均的な一年間の費用」とありますが、これは各費用の運営期間総額を運営期間（15年間）で除したものを記入するものと理解してよろしいでしょうか。 また、単位が「千円」となっておりますが、様式16号-4と同じく、「千円」未満は切り捨てるものと理解してよろしいでしょうか。	内訳構成を確認するためのものであり、15年間の平均値または平均的な年度（特に修繕が集中する年度ではないなど）の金額を記載してください。 様式16号-4については表記上のルールとして、「千円未満切捨て」としてありますが端数の存在を否定するものではありません。様式第14-10号についても同様のルールで作成してください。
331	第14-11号				(仮称) 仙南クリーンセンターの委託料固定料金内訳書	「平均的な一年間の費用」とありますが、これは各費用の運営期間総額を運営期間（15年間）で除したものを記入するものと理解してよろしいでしょうか。 また、単位が「千円」となっておりますが、様式16号-4と同じく、「千円」未満は切り捨てるものと理解してよろしいでしょうか。	内訳構成を確認するためのものであり、15年間の平均値または平均的な年度（特に修繕が集中する年度ではないなど）の金額を記載してください。 様式16号-4については表記上のルールとして、「千円未満切捨て」としてありますが端数の存在を否定するものではありません。様式第14-11号についても同様のルールで作成してください。
332	第14-12号				(仮称) 仙南クリーンセンターの委託料変動料金内訳書	これは各費用の運営期間総額を運営期間（15年間）で除したものを記入するものと理解してよろしいでしょうか。	変動料金単価を構成する内訳を示してください。
333	第15-3号				仙南最終処分場の延命化の運営費用内訳書	「平均的な一年間の費用」とありますが、これは各費用の運営期間総額を運営期間（15年間）で除したものを記入するものと理解してよろしいでしょうか。 また、単位が「千円」となっておりますが、様式16号-4と同じく、「千円」未満は切り捨てるものと理解してよろしいでしょうか。	内訳構成を確認するためのものであり、15年間の平均値または平均的な年度（特に修繕が集中する年度ではないなど）の金額を記載してください。 様式16号-4については表記上のルールとして、「千円未満切捨て」としてありますが端数の存在を否定するものではありません。様式第15-3号についても同様のルールで作成してください。
334	第15-4号				仙南最終処分場の延命化の委託料固定料金内訳書	「平均的な一年間の費用」とありますが、これは各費用の運営期間総額を運営期間（15年間）で除したものを記入するものと理解してよろしいでしょうか。 また、単位が「千円」となっておりますが、様式16号-4と同じく、「千円」未満は切り捨てるものと理解してよろしいでしょうか。	内訳構成を確認するためのものであり、15年間の平均値または平均的な年度（特に修繕が集中する年度ではないなど）の金額を記載してください。 様式16号-4については表記上のルールとして、「千円未満切捨て」としてありますが端数の存在を否定するものではありません。様式第15-4号についても同様のルールで作成してください。
335	第15-5号				仙南最終処分場の延命化の委託料変動料金内訳書	これは各費用の運営期間総額を運営期間（15年間）で除したものを記入するものと理解してよろしいでしょうか。	変動料金単価を構成する内訳を示してください。
336	第16-1号				委託料内訳備考2	「円単位で記入すること。」とありますが、その他の様式集において単位が「千円」（千円未満は切り捨て）となっている箇所とは、必ずしも整合性を求めるものではないものと理解してよろしいでしょうか。	様式16号-4については表記上のルールとして、「千円未満切捨て」としてありますが端数の存在を否定するものではありません。様式第16-1号においては、円単位で記載してください。
337	第16-4号				SPCの長期収支計画	E-IRRは各年度毎に記載するのではなく、事業期間を通してE-IRRを平成25年度の欄に記載するのみと考えて宜しいでしょうか。	各年度毎の記載を想定していましたが、提案内容により不都合等ある場合は、事業期間を通して値のみでもかまいません。
338	第16-4号				SPCの長期収支計画 1 損益計算書	「法人税等」とありますが、今回は2市9町のいずれかにSPCを設置するかによって法人税等の総額が代わってしまう可能性があります（法人市民税等の差の影響等）。当該税率は各入札参加者の公平を期するため、貴組合にてご提示（例えば実効税率42%と仮に設定）頂き、それをもって事業者が積算するという条件にして頂けないでしょうか。	S P Cを設置する自治体の税率を踏まえて、必要な額を事業者が提案してください。
339	第16-4号				SPCの長期収支計画 備考6	「全ての提案書における内容及び数値について整合を保つよう注意してください。」とありますが、各様式によって単位が「円」のものと「千円」のものがあり、単位が「千円」の様式については千円未満を切り上げるのか又は切り捨てるのかによって、最終的な金額に差異が生じてしまうこととなりますが、この様な差異であれば問題はないものと理解してよろしいでしょうか。	様式16号-4については表記上のルールとして、「千円未満切捨て」としてありますが端数の存在を否定するものではありません。全ての提案書について整合を保ってください。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
340	3	1			特別目的会社の設立	本店所在地を（仮称）クリーンセンター内に置いてもよろしいでしょうか。	本店所在地を（仮称）クリーンセンター外に置いてください。
341	3	1	1		特別目的会社の設立	特別目的会社を構成団体内に設立後、（仮称）仙南クリーンセンターの運営開始時期に合わせて本店登録所在地を本施設内に変更してよろしいでしょうか。	No. 340に示すとおりです。
342	3	3	1		特別目的会社の設立	「特別目的会社の資本金は・・・壹億五千萬円以上とし」とありますが、資本金の額は事業者の任意で設定させて頂けないでしょうか。	基本協定書（案）に示すとおりとします。
343	9				秘密保持等	秘密情報には受注者のノウハウ等が含まれ得ることから、第8条に従い本協定が終了した場合（その理由を問わず）、第9条（秘密保持等）は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるとしていただけませんか。	基本協定書（案）に示すとおりとします。
344	9	3			秘密保持等	秘密情報には受注者のノウハウ等が含まれ得ることから、第3項柱書第1文目末尾に「また、かかる秘密情報の開示にあたっては、当該開示に先立ち当該情報の秘密を保持するために可能な限りの手段を講ずるものとする。」という一文を加えていただきますようお願いいたします。	基本協定書（案）に示すとおりとします。
345	9	4			秘密保持等	情報公開条例に基づき秘密情報の公開請求があった場合は、本項にかかわらず、別途情報公開条例に基づいた意見照会等の手続をとっていただけるということでよろしいでしょうか。	法令に従った手続きがとられます。

■基本仮契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
346	前文					「議会で可決されず本契約が成立しないときは、この契約は無効とし、これにより受注者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない」とありますが、議会で可決されなかった理由の内容によっては、損害の負担について協議させて頂きたく御願ひ致します。	本規定は原因を問いません。基本仮契約書（案）に示すとおりとします。
347	前文					9行目に「平成25年4月 日」とありますが、これは「平成25年5月7日」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書において平成25年5月8日に修正します。
348	5	1			J Vの組成	「建設企業は、・・・建設企業からなる共同企業体（甲型とし、以下「建設 J V」という。）を組成するものとし、・・・」 とありますが、JVには別途乙型JVも存在いたします。この点、請負者の責任の観点より甲型JV及び乙型JVを比較した場合、 「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（昭和53年11月1日建設省計振発第69号）」における「特定建設共同企業体協定書（甲）」及び「特定建設共同企業体協定書（乙）」の双方の第10条にて、請負契約に対するJV構成員の連帯責任を求めている、甲乙における責任範囲は同様です。但し、甲型については、「甲型共同企業体標準協定書の見直しについて（平成14年3月29日国土交通省総振第164号）」にて、請負契約に加え下請契約の連帯責任まで明記されており、この点で甲型の方がより責任範囲を明確化していると思われます。 他方、甲型としてのJV運営は道路工事のように複数企業で施工する場合に同業者が集まり、混然一体となって施工する場合に適用されるものですが、ごみ処理施設の建設のようにプラント工事や土工事等それぞれの業務の資格要件を満たす専門業者が集まって工事を進める「異業種JV」の場合には、各社の専門範囲におけるリスク、利益、損失を同一に扱うことは困難です。 本事業において、甲型のご指定を頂いておりますが、前述の各構成企業における専門性をご斟酌頂き、加えて、甲型JVと同等の「請負者の責任」を反映したJV協定書等を提案できる場合には、甲型JVに限らないものとしてご協議させて頂けないでしょうか。 本ご回答は、入札参加グループ決定に大きく影響するため、個別で結構ですので、可能な限り早めのご回答をお願いいたします。	契約書協議の際に協議に応じます。 甲型JVと同等の「請負者の責任」を反映したJV協定書等を提案できる場合には、甲型JVに限らないものとしませんが、J V協定は構成員間の合意に過ぎませんので、この旨その他必要な事項を表明保証していただくことになります。
349	6	6			特別目的会社の運営	特別目的会社の株式に発注者を担保権者とする担保権を設定しなければならないとありますが、何が被担保債権になるのかご教示いただけないでしょうか。	特定事業契約上の債権になることが想定されますが、今後の検討によります。
350	8	2			設計・建設業務	本項の「別段の合意がある場合」に従い発注者へ本施設の引渡しが遅れた場合は、第9条2項に定める本施設の運営の開始日及び終了日も変更されとの理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②開始日は変更されますが、終了日は、協議によります。
351	12				損害賠償	本条において「いずれかの受注者の発注者に対する損害賠償については、他の受注者も連帯して責任を負うものとし、発注者は、受注者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。」とあります。 その一方、同契約第6条第2項(8)において「構成員は、特別目的会社が債務中超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、構成員の全部が連帯して、又は、いずれかの構成員が単独で、特別目的会社を倒産せず、特別目的会社が運営委託契約（第7条第2項に定義された意味を有する。）上の債務を履行できるよう、当該事業年度において支払われる運営・管理費総額を上限として、特別目的会社への追加出資、劣後融資その他発注者が適切と認める支援措置を講ずるものとする」とあります。従いまして、本条においても損害の金額上限については同様の設定をして頂けますようお願いいたします。	原案のとおりとします。本条は基本契約上の義務を履行しない場合の規定であることをご理解ください。
352	14	3			契約の終了	本項各号において、発注者による契約解除の要件について記載がありますが、本事業が複数の事業者によって実施されるものであること、また、契約期間が 長期にわたる事業であること（18年3ヶ月間）から、各要件の対象となるのは本事業に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	第1号から第8号までに限りご理解のとおりです。契約書において修正します。
353	15				秘密保持等	秘密情報には受注者のノウハウ等が含まれ得ることから、第14条に従い本基本契約が終了した場合（その理由を問わず）、第15条（秘密保持等）は有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるとしていただけませんでしょうか。	基本仮契約書（案）に示すとおりとします。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
354	15	3			秘密保持等	秘密情報には受注者のノウハウ等が含まれ得ることから、第3項柱書第1文目末尾に「また、かかる秘密情報の開示にあたっては、当該開示に先立ち当該情報の秘密を保持するために可能な限りの手段を講ずるものとする。」という一文を加えていただきますようお願いいたします。	基本仮契約書（案）に示すとおりとします。
355	15	4			秘密保持等	情報公開条例に基づき秘密情報の公開請求があった場合は、本項にかかわらず、別途情報公開条例に基づいた意見照会等の手続をとっていただけるとということでしょうか。	法令に従った手続きがとられます。

■工事請負仮契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
356	前文					9行目に「管理運営委託契約」とありますが、入札説明書の定義からこれは「運営委託契約」であると理解してよろしいでしょうか。	契約書において、「運營業務委託契約」に修正します。
357	1	10			総則	第53条（あっせん又は調停）及び第54条（仲裁）の定めとの関係についてご教示いただけますでしょうか。	一般の建設工事約款と同様の規定であり、本件特有の意味はありません。
358	1	12			総則	本項は、入手の機会がある又は合理的に考えて入手可能な情報及びデータの未入手を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	2	1			関連工事の調整	「請負者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない」とありますが、発注者の発注に係る第三者の施工するほかの工事の内容について、現時点で計画しているものがあれば具体的にご教示下さい。	角田市が実施する、事業者が設置する上水受水槽から周辺地域までの上水管の整備工事等を計画しております。
360	3	9			設計	「請負者が当該要求水準書等の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不相当であること」とありますが、「請負者が当該要求水準書等の記載又は発注者の指示に不備・誤りがあること」ではないかと思料いたします。	ご理解のとおりです。契約書において修正します。
361	6	1			設計図書及び完成図書等の著作権	設計図書等について、「本事業の実施に必要な範囲で無償で自由に自ら及び第三者をして使用（複製、頒布、展示、改変及び翻訳を含む。本条において同じ。）する権利を有するもの」とする旨、規定がございますが、設計図書等は基本契約書第15条（秘密保持等）に定める秘密情報に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	設計図書は、相手方から秘密情報として受領する性質のものではなく、基本契約第15条の適用はありません。
362	6	8			設計図書及び完成図書等の著作権	当該改変部分に起因し性能等が発揮できない場合には、事業者はその責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
363	8				特許権等の使用	発注者が特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を指定した場合は、発注者がその使用に関して責任を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	本件は性能発注であり、発注者をご指摘のような指示を行うことは想定できません。従って、契約書には規定しません。発注者の権限行使の結果として指摘等は想定できますが、この場合、権利関係は受注者の責任で対処して頂きます。
364	16	1			工事用地の確保等	本工事用地は、施工上必要な条件を満たした状態で適切な時期までに請負者に引渡していただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、引渡しが遅れた場合は、これに伴い工期が延長されるとともに、遅れにより生じた費用があるときは発注者の負担となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
365	16	3			工事用地の確保等	本工事用地等が不要になった場合で、その事由が発注者の責めに帰すべきものであったとき、本来は不要であった修復が必要となり、追加の費用が生ずることが想定されますが、この場合は当該費用は発注者の負担としていただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	18	5			条件変更等	「・・・ただし、要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が第1項第1号に該当するとき、要求水準書に関しては第1項第2号から第5号までに該当することにより生じたときその他発注者の責に帰すべきことが明らかでないときは、発注者は、かかる訂正又は変更により請負者に損害を及ぼしたときであっても当該損害を賠償し又は必要な費用等の補償を行う義務を負わない。」とありますが、請負者が予見することができないことが明らかである場合、不可抗力による損害として協議させてください。	本工事は性能発注であり、受注者には、原則として設計施工についてを責任をもって履行していただくことを想定しています。しかしながら、この原則のみとすると受注者に過酷な結果が生じうることから、例外として、発注者の責めに帰すことが明らかな場合には免責するというものです。従って、誤記ではありません。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
367	18	5			条件変更等	「ただし、要求水準書等若しくは事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が第1項第1号に該当するとき、要求水準書に関して第1項第2号から第5号までに該当することにより生じたときその他発注者の責に」とありますが、正しくは「 <u>その他において発注者の責に</u> 帰すべきことが明らかでないときは」ということでしょうか。この場合、第1項1号及び要求水準書に関し第2号から第4号に該当する場合は、実施方針でもお示しの通り組合と事業者が適正にリスクを分担するという観点から、基本的には発注者帰責という理解でよろしいでしょうか。また、上記と同様の観点から、要求水準書に関し第5号に該当する場合でも、請負者の責に帰すことのできない、現場に関する特別な事情であることから、発注者負担としていただけないでしょうか。	前段について、本工事は性能発注であり、受注者には、原則として設計施工についてを責任をもって履行していただくことを想定しています。しかしながら、この原則のみとすると受注者に過酷な結果が生じうることから、例外として、発注者の責めに帰すことが明らかな場合には免責するというものです。したがって、ご指摘は誤りです。 中段について、ご指摘の場合は発注者の負担となります。 後段について、前段と同様の理由から原案のとおりとします。
368	19	3			設計図書の変更	貴組合の都合により設計図書を変更する場合には、「発注者の責に帰すべきことが明らか」として、必要な費用等の補償をいただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	21				請負者の請求による工期の延長	本条に該当する場合は、工期の延長変更だけではなく請負者に生じた追加費用等も発注者の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
370	22				発注者の請求による工期の短縮等	工期短縮や通常必要とされない工期に満たない工期への変更の要件が「特別な理由」となっておりますが、具体的に御教示ください。	一般の建設工事約款と同様の規定であり、本件特有の意味はありません。
371	29の2	3	(1)	ア	法令変更による損害	「工事に直接関係する法令変更」とありますが、具体的にはどのような法令が「工事に直接関係する」として想定されているのか御教示ください。	個別具体の判断となります。
372	32				検査及び引渡し	本条において実施する完成試験に要する処理対象物については、要求水準書（2.2.2 計画ごみ量・ごみ質）に規定されたごみ質を有するものを発注者よりご支給いただくものと理解いたします。	ご理解のとおりです。ただし、掘り起こしごみは、前処理以前のものとします。
373	35	1			前金払	「・・・頭書の前払金額を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる」とありますが、入札説明書18ページの6(1)においては、「年度内の前払いは行わない」と記載があります。建設工事請負契約書の記載を正として、前払金は原則お支払頂けると考えてよろしいでしょうか。	前払金の支払いはありません。
374	41	1			債務負担行為に係る契約の前金払の特則	本項に記載のある「契約会計年度」とは、平成25年度と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	45	2			瑕疵担保及び性能保証	瑕疵担保期間について、本項において「引渡しを受けた日から、瑕疵のある目的物に応じて要求水準書等に定める期間」と定めてありますが、本契約第3 4条に基づき、工事目的物の全部又は一部につき部分使用をする場合、当該部分については、既に発注者による供用が開始されていることになるため、当該部分使用開始時点より瑕疵担保期間が起算されるものと理解してよろしいでしょうか。当該理解が正しい場合、本項末尾に「また、第3 4条に基づき、工事目的物の全部又は一部につき、発注者が使用を開始したときは、当該使用を開始した部分に関する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、当該使用を開始した日から、瑕疵のある目的物に応じて要求水準書等に定める期間以内に行わなければならない。」とご追記いただきたく存じます。	瑕疵担保責任の起算点は引渡し時となります。
376	45	6			瑕疵担保及び性能保証	保証すべき内容について、本項では「要求水準書等の定めるところに従い保証する」とされておりますが、「要求水準書」1.10 性能保証(2) 性能保証事項 においては、「ごみ処理能力及び公害防止基準等は、表1-2に記載されたすべての数値に適合させる。」と記載がございます。従い、本項において保証すべき内容とは、要求水準書の表1-2に明記された内容であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
377	47の3	1			不正行為に伴う損害の賠償	本項各号において、発注者による契約解除の要件について記載がありますが、本事業が複数の事業者によって実施されるものであること、また、契約期間が 長期にわたる事業であること（18年3ヶ月間）から、各要件の対象となるのは本事業に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	本条は、この契約に関する規定です。
378	50	2			解除に伴う措置	検査又は復旧に直接要する費用について、解除事由が発注者の場合には、負担者は発注者という理解でよろしいでしょうか。	本条は原因者問わず検査費用は、請負者の負担です。
379	50	6			解除に伴う措置	施工業務期間中に契約が解除された場合、その事由が発注者の責に帰すべきものであったとき、本来は不要であった工事用地等の修復が必要となり、追加の費用が生ずることが想定されますが、この場合の当該費用は発注者の負担としていただけますでしょうか。	本条は原因者問わず検査費用は、請負者の負担です。
380	50				解除に伴う措置	解除に伴い、本契約を他の請負業者に引き継ぐ場合であっても、基本契約書第15条に定める秘密保持義務については、発注者を名宛人として依然として有効であり、請負者が発注者に提出ないし提供した事業者提案、設計図書、完成図書その他の情報は、代替履行業者が本工事目的物の建設の残工事部分を履行するにあたって必要な範囲内で用いられる、という理解でよろしいでしょうか。	設計図書、完成図書は秘密情報ではありません。事業者提案の一部は秘密情報とされる可能性があります。基本契約が解除になっている場合には、発注者に契約上の守秘義務はありません。ただし、発注者は、その情報の管理と運用において、事業者の競争上の地位を害する情報の扱いについて配慮します。
381	53				あっせん又は調停	本条と、第1条第10項の専属的合意管轄裁判所の定めとの関係についてご教示ください。	一般の建設工事約款と同様の規定であり、本件特有の意味はありません。
382	54				仲裁	本条と、第1条第10項の専属的合意管轄裁判所の定めとの関係についてご教示ください。	一般の建設工事約款と同様の規定であり、本件特有の意味はありません。
383	—				秘密保持	秘密保持に関する条文がございましたが、工事及び運営に関する秘密情報は、基本契約書第15条の秘密保持契約により守られていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■運營業務委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
384	1	1			総則	質疑回答書とこの契約の間に矛盾又は齟齬がある場合は、質疑回答書がこの契約に優先すると理解してよろしいでしょうか。	契約書は、入札説明書等に対する質問への回答より後の合意となります。従って、契約書が優先となります。
385	1	10			総則	本項は、入手の機会がある又は合理的に考えて入手可能な情報及びデータの未入手を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
386	2	1			着手届及び業務工程表その他業務着手時提出書類	着手届及び業務工程表とは具体的にどのようなものかご教示下さい。また、ご教示頂いた内容によっては、契約締結後5日以内に提出するのは難しい場合が想定されますので、その際には届出期間の変更について御協議して頂けないでしょうか。	協議に応じます。また、着手届及び業務工程表の提出については、組合の指示に従ってください。
387	6	5			業務遂行	5 余剰電力とその他の余剰エネルギーの権利は委託者に帰属するとなっておりますが、収益化について受託者が協力した対価を得ることができるでしょうか	対価を得ることはできません。
388	6	7			業務遂行	受託者は「委託者が行う業務に係る官公署への申請等に全面的に協力」とございますが、どのような申請についての協力を想定されているのか、具体的にご教示していただけないでしょうか。	経済産業局、保健所、労基署等を想定しております。
389	8	2			現場代理人及び主任技術者等業務遂行体制の整備	「現場代理人」及び「主任技術者」を定めることとありますが、これは「現場代理人」及び「主任技術者」を置くことが建設業法上求められる業務が対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	契約上の義務となります。
390	12	1			緊急時の対応	受託者が緊急時の対応を講じた場合において、当該対応に要した費用のうち、受託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、受託者が負担するものとし、それ以外の事由（第29条（不可抗力によって発生した費用等の負担）の場合は除く）により緊急時の対応を講じた場合の費用は、委託者が負担するとしていただけないでしょうか。	本項は原因者問わずの規定です。
391	12				緊急時の対応	震災その他不測の事態により、計画搬入量を著しく超える搬入が必要となる場合は、委託者と受託者にて、受け入れの可否及び処理方法等詳細な条件についてもご協議いただけるようお願いいたします。また、当該受け入れにより最終処分場の延命化業務に影響を及ぼした場合は、延命化計画の変更をするとともに、受託者に生じた追加費用等は委託者が負担するとしていただけないでしょうか。	前段、後段共に協議によります。
392	14	1			業務報告書	業務報告書について「所定の保存期間が満了するまで保管」することとありますが、保存期間の終期は本業務終了時と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	14	2			業務報告書	日誌、点検記録、報告書等について「所定の保存期間が満了するまで保管」することとありますが、保存期間の終期は本業務終了時と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	16				委託者による業務の是正勧告	委託者が第15条に定めるモニタリングや「本施設への立ち入るなど必要な行為」を行った結果、委託者による業務の遂行が「本基本契約、この契約、要求水準書等若しくは事業者提案又は業務マニュアル」を満たしていたことが判明した場合で、これらモニタリングや「本施設への立ち入るなど必要な行為」を行ったことにより、受託者の運営計画等に影響が生じた場合は、その後のスケジュールの調整等については、委託者及び受託者間でご協議いただきますようお願いいたします。	ご指摘の協議には応じません。
395	16				委託者による業務の是正勧告	「この場合、受託者は、当該措置以降に前条に定めるところに従って委託者に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に…」とありますが、業務報告書の提出を規定しているのは、第14条（業務報告書）でございますので、上記下線部は「第14条」となるのが正ではないかと思料いたします。	ご理解のとおりです。契約書において修正します。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
396	16				委託者による業務の是正勧告	モニタリングの結果、受託者による本業務の遂行が本基本契約、この契約、要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアルを達成できない場合に、これが搬入される処理対象物の計画ごみ質の範囲からの逸脱によること等、受託者の責に帰さない事由によるものであると判明した場合は、是正に係る費用は発注者の負担とし、又ペナルティポイント加算の対象外としていただけますでしょうか。	委託者に原因がある場合には、委託者が是正費用を負担します。また、受託者に明らかに原因のない場合には、ペナルティーポイントを付与することはありません。
397	17	1			委託料の支払	ごみ質の変化により増加する費用として、助熱材、排ガス処理薬剤費用や飛灰量増加に伴う追加費用等も想定されるため、要求水準書に定める計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合において、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために追加費用が生じた場合は、委託料の見直しについて協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	17	2			委託料の支払	本項において「前項の定めにかかわらず、第12条の定めるところに従って受託者が本施設の運営停止を行った場合」とありますが、第12条2項は震災その他不測の事態での受託者の計画搬入量を超えた処理対象物の処理への協力義務について定めているので、下線部の条文は「第12条1項」となるのが正ではないかと思料いたします。	ご指摘のとおり、第2項に運転停止の規定はありません。契約書において修正します。
399	18				委託料の改定	「委託料は別紙2所定の改定方法のとおりに改定される」とありますが、別紙2には【入札説明より転記する】とあります。これは入札説明書の中の具体的にどの部分のことでしょうか。ご教示下さい。	V入札書類の審査6事業計画の提案に関する条件（2）委託料です。
400	29	3			不可抗力によって発生した費用等の負担	「・・・、この場合の費用負担は、一事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1に至るまでは受託者が負担し・・・」とありますが、これは一事業年度中に発生した追加費用又は損害が、一事業年度の委託料の100分の1に至るまでは受託者が負担するものと解釈してよろしいでしょうか。	追加費用又は、損害の100分の1です。
401	33	1			業務の引継ぎ等	ここでいう「業務の引継ぎ等」は具体的にどういった内容のものですか。	要求水準書 第Ⅱ編 p7, 8に示すとおりです。
402	35	2			委託者の解除権	本項各号において、発注者による契約解除の要件について記載がありますが、本事業が複数の事業者によって実施されるものであること、また、契約期間が 長期にわたる事業であること（18年3ヶ月間）から、各要件の対象となるのは本事業に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	本項は、この契約に關しての規定です。
403	38				不可抗力又は法令変更による契約解除	不可抗力又は法令変更の場合の解除について、第1項末尾に「その場合、発注者は、受託者の行った業務のうち、対応する委託料金額が支払われていない業務に係る委託料金額を速やかに受託者に支払う」という一文を加えていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。なお、本回答は解除後の清算を妨げるものではありません。
404	39				賠償金等の支払	委託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を受託者に支払う場合についても、本条の規定を適用していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	適用しません。民法の一般原則によります。
405	40	4			知的財産権	本項は、受託者が提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他知的財産に関して、「その利用」に公開等が含まれる場合には基本契約書第15条（秘密保持等）の秘密保持義務の対象となる、との理解でよろしいでしょうか。	秘密情報に該当した場合には基本契約第15条の適用があります。
406	別紙2					別紙2に【入札説明より転記する。】と記載がありますが、具体的には、入札説明書P.18 6（2）委託料の項目が該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	条	項	号	カナ等	項目名	質問	回答
407	別紙3					組合殿側で「施設所有者として災害共済に加入」（入札説明書20頁）される中で、受託者側での普通火災保険加入ご指示の趣旨は「受託者帰責による火災損失」の補填と推察しますが、受託者帰責の火災による損害は、第三者賠償責任保険の特約条項（管理下財物損壊担保特約）でも補償が可能です。また、当該特約は、施設（建物および機器設備）への損害が受託者帰責の場合には、火災に限らない事例でも補償が適用され、普通火災保険の加入と同等以上の効果があるものと考えます。つきましては普通火災保険の代替手法として、当該方法を採用することをご承認頂きたく、よろしくお願い致します。	再調達価格まで填補され、費用負担者の求償権行使に耐えうる場合に限り認めます。